

令和7年 第4回定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和7年12月9日 開会

令和7年12月12日 閉会

美 深 町 議 会

令和7年第4回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和7年12月9日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第30号の提案説明
- 第 6 報告第8号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 木 下 広 悠 君 | 2 番 望 月 清 貴 君 |
| 3 番 中 瀬 亮 太 君 | 4 番 名 取 明 美 君 |
| 5 番 欠 員 | 6 番 田 中 真 奈 美 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9 番 和 田 健 君 | 10 番 荒 川 賢 一 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 町 長 草 野 孝 治 君 | 副 町 長 川 端 秀 司 君 |
| 総 務 課 長 中 江 勝 規 君 | 企画商工観光課長 小 野 勇 二 君 |
| 住民生活課長 桜 木 健 一 君 | 保健福祉課長 小 林 一 仙 君 |
| 農 務 課 長 内 山 徹 君 | 建設水道課長 中 林 秀 文 君 |
| 会 計 管 理 者 中 村 稔 君 | 保健福祉グループ上席主幹 和 田 政 則 君 |
| 総務グループ主幹 青 木 吉 信 君 | 企画グループ主幹 渡 辺 善 美 君 |
| 経済産業グループ主幹 前 田 直 久 君 | 生活環境グループ主幹 川 端 健 君 |

税務グループ主幹 中野 浩史 君 農業グループ主幹 加藤 保昭 君
建設林務グループ主幹 田畑 尚寛 君

◎教育委員会

教 育 長 杉本 力 君 教 育 次 長 大堀 裕康 君
教育グループ主幹 元岡 友之 君 教育グループ主幹 前田 貴也 君

◎農業委員会

事 務 局 長 内山 徹 君

◎監査委員事務局

代 表 監 査 委 員 欠 員 事 務 局 長 竹田 哲 君

◎議会事務局

事 務 局 長 竹田 哲 君 事 務 局 副 主 幹 服部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） 開会にあたりご報告申し上げます。去る11月10日に水本代表監査委員がご逝去されました。ここに水本代表監査委員のご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと存じます。全員ご起立をお願いいたします。黙祷はじめ。

（全員黙祷）

○議長（南 和博君） 黙祷を終わります。ご着席下さい。

只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので令和7年第4回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において9番 和田議員、10番 荒川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から19日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から19日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中、議長が受理しました請願、陳情等について申し上げます。職員団体の組合費給与天引き手続きの適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情ほか、2件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査

委員から提出の令和7年9・10・11月実施の例月出納検査報告、令和7年度前期定期監査報告及び財政援助団体等監査報告、以上5件は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは条例の制定1件、一部改正2件、補正予算6件です。議会側提出のものは委員会報告2件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は望月議員ほか合計6人です。一般質問については本日4名、残りの2名については明日行うこととしています。次に、説明員については一覧表を配布しております。最後に本日と明日の一般質問の状況をインターネットに録画配信するため議場内を撮影しておりますので、ご理解をお願い致します。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第4 一般質問を行います。一般質問の通告者は6人です。本日は4人の一般質問を行い、明日2人の一般質問を行うことと致します。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきます。本日は2つの項目について質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。早速、まず今日1つ目は、こども誰でも通園制度の開始に向けて。それから2つ目は災害時における避難行動の支援体制についてということでございます。まず1つ目のこども誰でも通園制度の開始に向けてということで質問させていただきます。この制度は、正式名称は乳児等通園事業ということで、今定例会にも関係の条例が提案されておりますが、0歳6か月から3歳未満、これは3歳の誕生日の前々日までのようですけれども、そのお子様、幼児センターを普段利用していない子どもさんを対象にお父さんやお母さん、保護者の方が仕事をしているなどの条件がなくてもいいということです。民間でも認可により実施できますが、今のところ美深町では幼児センターでの利用になると伺っておりますので、教育長に今日は質問をさせていただきます。これまでも子育て支援、幼児センターでも幼児教育・保育に加えて子育て支援室びよびよルームの開設などにも取り組んでいますが、子育て支援がより充実されればと考えます。また今日は町民の皆様にも誰でも通園制度が始まることや大まかな内容や課題などについてご理解いただければと思っております。それでは要旨を述べたいと思います。子どもたちの育ちを応援し、子育て家庭の支援を強化するため、令和8年4月から全国で「こども誰でも通園制度」が開始されますが、美深町での実施に向けた考え方

を伺います。4つに分けてお聞きします。1つ目は例年町政執行方針、教育行政執行方針にもありますように、幼児期は生涯にわたる人格形成、義務教育とその後の教育の基礎を培う大切な時期でありまして、これまでも幼児教育・保育の充実に努めていますが、新たな制度の「こどもの成長の観点からの意義、また保護者の皆さんにとっての意義」にはどのようなものがあるか確認をさせていただきたいと思います。次に具体的な内容になってきますが、2といたしまして新たな制度の実施方法、これには「一般型」というものと「余裕活用型」というものがあるようですが、これはどうなっているのでしょうか。また利用方法についても、定期利用というのと柔軟利用というのがあるのですけれども、これがどのようになるのか伺います。3としまして、利用対象となるご家庭をはじめとして町民への周知、お知らせをどのように行うのか伺います。そして最後4点目ですが、1か月の利用可能時間数の上限、国の方では10時間という制度になるのですけれども、毎月ですね。その考え方。それから誰でも通園ということで、障がい児の方や医療的ケアが必要な子どもさんの受入れについての考え方を伺います。また食事の提供、教諭・保育士の先生方の確保など、開始に向けた課題の考え方はどのようなものがあるか答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 只今、望月議員からこども誰でも通園制度の美深町での実施に向けての考え方についてご質問いただきましたので順次ご答弁申し上げます。答弁前にまず1点、答弁については教育行政全般ということではなく、認定こども園美深幼児センターとしてのご答弁となることについてご理解いただきたいと思います。1点目の新たな制度の子どもの成長の観点から意義、保育者にとっての意義についてですが、まず子どもにとっての意義ですが、同じ年齢の子ども同士の触れ合いや地域との繋がりによって家庭だけでは得られない様々な経験をとおして人への興味や関心が広がり、成長していくことで社会情動的な発達を支えるなど成長に資する豊かな経験をもたらしていくものと考えております。次に保護者にとっての意義ですが、専門的な知識、技術を持つ人との関りにより孤独感、不安感などの解消や子どもの成長過程を客観的に捉え、親として成長したり、様々な情報や人との繋がりにより子育てにおける社会的資源を活用することにも繋がるのではないかと考えております。これらは新たな制度というものではなく、共通する通園の意義ではないかと考えております。しかしながら新たな制度では多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援できるものと考えております。次に、2点目の新たな制度の実施方法と利用方法についてご答弁申し上げます。既存の町内施設の実施基準を満たしているのは、現在のところ美深幼児センターとなり、基準の施設なのでこの後の条例の部分になる

のですけれども、実施方法は余裕活用型で受入れを想定しております。また利用方法は利用者のニーズに沿った定期利用や柔軟利用の両面の対応を考えています。しかしながら原則1か月前に申し込んでいただくことを考えてございます。次に3点目の利用対象となる家庭をはじめ、町民への周知について申し上げます。まず、今後の実施に向けた内部協議ですが、本議会において美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を提案しております。ここがまず第1弾になるのかなと思います。なお、乳児等通園支援事業とはご存知だと思いますけれども、これはこども誰でも通園制度の正式名称となります。次に、3月議会において、美深町幼児センター設置及び管理条例施行規則並びに美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部の改正を考えています。その後、この条例の改正と遅延なく美深町幼児センター設置及び管理条例施行規則や美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正を行って参ります。その後、町民への周知を広報並びにホームページで掲載し、防災端末を使った周知を行って参ります。また制度の対象となる家庭への郵送による制度案内や保健センターで実施している乳幼児健康診断等に来場した親子や子育て支援室の利用者への案内を同時に進めて参ります。4点目の1か月の利用可能時間の上限、障がい児や医療的ケアが必要な子どもの受入れ、食事の提供、教諭・保育士の確保など開始に向けた課題について申し上げます。1か月の可能時限数は全国の実施方法に合わせて10時間と考えております。今のところ美深町の0歳児から2歳児までは重度の障がいの子はいないと認識しております。今後も障がい児や医療的ケアが必要な利用者があった場合については、一定の対応を考えていきますので、以下で申し上げます。障がい児の受入れについては、その障がいの程度によりますが、基本的に軽度の障がいであれば受入れすることを考えております。重度の障がいにある場合には、受け入れができない場合がありますけれども、保護者や医師と相談してできるだけ利用可能になるよう配慮・努力して参ります。医療的ケアについては、教諭保育士が行うことを認められておりません。医療的ケアの利用希望者がいる場合には医師や保護者と相談し、保護者の同伴を求めるなどケースも想定され総合的に判断していかなければならないと考えております。次に美深町幼児センターでの食事の提供は、幼児食のみ考えております。対象児が離乳食期の場合は離乳食を持参していただくことを考えております。持参していただく離乳食の給食介助は、保育を担当している教諭保育士が行います。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 各項目について答弁をいただきました。順を追って確認ですとか議論をさせていただきたいと思います。まず1点目につきましては、国の資料ですとかパ

ンフレットにも色々それぞれ載っているわけですがけれども、今杉本教育長からは1つにまとめていただいて、コンパクトに要点をまとめていただきました。これ以上繰り返すということではなくて理解をさせていただきます。それぞれ子どもさんについても成長に資する体験ができるですとか、保護者についても客観的に見てもらったり社会的な支援に結びつくというようなことがあるのかなと思います。他にも色々効果というものは出てくると思いますけれども、それぞれ意義はご答弁いただきましたので理解していきたいと思えます。ここで1つだけお聞きしたかったのですが、今回町のホームページでは見つけられなかったのですが、今回の誰でも通園制度について教育委員会の会議ですとか、総合教育会議、教育委員会と町長部局と一緒に協議するような場があるのですが、そういった開催はあったかどうか。もしなければ今後の予定など教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 教育委員会議には11月の教育委員会議に内容をご説明しております。総合教育委員会議については、今は基となる設置条例の方を提出している段階ですから、具体的に今度主に予算的なものが絡んでくると思うのですけれども、それらについては今後1月か2月の総合教育委員会議を開いてご説明してご理解を得られることになるかなと考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません、時計が止まってないので。わかりました。すでに教育委員会議は私が見つけられなかっただけです。総合教育会議でも予定されるということで。実は国のそういった手引きがあるのですけれども、その中でも美深はそのようなことはないのですけれども、首長さんにも理解、部局横断的な共通理解をしていただきたいとあったものですからお聞きしました。それでは次にいきたいと思いますが、まず2項目目の実施方法については余裕活用型ということで、それぞれ0歳、1歳、2歳ということという、りす、うさぎ、こあらですかね。そういったところの余裕として、余裕の部分を使って実施するということなのかなと思ひまして、そういうことであれば理解をしたいと思ひます。それと利用方法の方では定期利用ということで、これは利用の曜日とか時間帯を固定するということすし、柔軟というのはそうではなく固定せず利用できるということで、今ご答弁は非常に良いことだと思ひました。どちらも合わせて両面で進めていくようなお考えということで1番いいことだと思ひました。それとここではもう1点だけお聞きするのは、この制度を利用する場合はじめに利用申請が必要になるかと思うのですけれども、これは美深の場合、こども家庭センター、保健福祉課にいくのか、それ

とも幼児センターにすぐ行けばいいのか、その辺おわかりでしたらお願いいたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 利用申請なのですけれども、具体的な内容も聞き取りしなければいけないので、最終的にはそのお子さんを預かる幼児センターになると思うのですけれども、その辺は保健福祉課とも連携を取りながら、もし保健センターに来た場合には逆にいったら幼児センターの方から職員を派遣して保健センターで聞き取るとか、そのように利用者のことを考えながら利用しやすい形を進めたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。これについてもどちらかですというよりは柔軟に対応していただけるようなお話、利用者の都合とあったらあれですけれども、そういった状況にも応じていただけるのかなと思いました。よろしくお聞きしたいと思います。それから3番目の利用周知の関係ですけれども、これも1番目でお答えいただいた意義を活かしていくためにもできるだけ多くの周知をきちっとしていただきたいという意味でお伺いしましたけれども、もう想定されるホームページはじめ防災端末はじめ、郵送も含めて全部考えていただいているということで十分だなと思います。ここで1つまたお聞きするのは、今段階、令和8年度の利用見込み人数はどのくらいになるかなというところです。こども子育て支援事業計画にも載っていて、令和8年度は0歳児5人、1歳児3人、2歳児2人の合計10人と見込んではいるのですが、私、先日住民生活課に11月30日現在ですけれども、来年の子どもさんの人口をちょっとお聞きしました。それで見ますと来年の0歳児の対応になる方はりすですね。これが今のところ5人、それから1歳児は今のところ人口15人、それから2歳児と対象となる方はこあらさんですね。12人ということで全部で人口32人ということで聞いております。教育長ここで来年のその0、1、2、3、りす、うさぎ、こあらの在籍の予想が分かれば差引が通園制度の対象になるのかなと思いますが、その辺はお分かりになりますでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 先ほど、望月議員がいった5人、15人、12人というのは、幼児センターでも捉えている状況です。その中で想定される人を言った方が差し引きで早いのかなと思いますので、各年代で1名ずつこども誰でも制度利用対象者としてはなるかなと考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） これはあれでしょうか。既にそういった意向があるのか、どのような形で1、1、1というのがあるということなのでしょうかね。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 令和8年度のまずは今通園している人、そして令和8年度に0歳児で入ってくる人、なお足すと残り差引くと各年代で1名ずつかなということ。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。全国的な国の資料とかでいうと0歳から2歳の6割ぐらいが未就園児ということなのですが、それで見ますと美深はかなり就園が高いのかなという状況ですね。わかりました。今のところ3名程度、1人、1人、1人ということでした。ここでお聞きしたのはどのような状況かなということと、周知、先ほどもう徹底されるようですので、さらには地域の皆様にも分かるような形ですので、こちらもう了解いたしました。それでは最後の4番目の項目になりますけれども、これについてはやはり全体的に納得するのですけれども、まず1番目の1か月の利用可能上限ということなので、先ほど申しあげました教育長からも10時間ということやっていきたいということなのですが、私も国のQ&Aとかで見ますと10時間の上限については、市町村や自治体の負担のもとで独自の上乗せを設けることを妨げるものではありませんとされています。先ほど、教育長からもこの制度の意義というのでしょうか、効果というのでしょうか。そういうものがあつたわけですから、これが1月の10時間で達成できるのかどうかとちょっと私は疑問です。目標が達成できるのかということですね。これが例えば年間120で平均して10時間というようなことだったりならいいと思うのですが、例えば最初のはじまりの月、回数がちょっと多くなるとか、あるいは障がいなどで配慮が必要な子どもさんの場合でも10時間なのかということ色々考えていきますと、ちょっと10時間ではなくていわゆる少し緩めにさせていただくようなことができないのか改めてお聞きしますけれども。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） これから制度設計の規則改正等があるのですけれども、私の考えとしては国の今示している10時間、柔軟に国は市町村で対応してくれとは言っているのですけれども、ただその財源がないこと、それと誰でも通園制度というのは町内の今言った3名が該当します。以外の町外からの方も来ますので、それらのした場合に10時間を超えた財源とか、いずれにしるそれ以上色々な時間をもう少し増やしたいということになれば、色々な家庭のご事情があるのだと思うのですよね。そうした場合には一時預かり制度にも運用は入っていけるのかなと考えております。それと柔軟に例えば年間でいくと10×12か月で120時間ですかね。それを全く今のご答弁、お答えした内容と同じになるのですけれども、結局は10時間を超えれば当然町の持ち出しになるだろうし、それが

必要だということになれば1年間のうち1か月は40時間必要ですよとかいうことになれば何かの理由がそこには発生すると思うのですよね。ということは、他の先ほどいった一時預かりだとか色々な制度の方に移行できるのではないかなと考えております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 分かりました。町外からの利用の関係もありますし、費用ということも出たのですが、実は9月の決算委員会で他の議員からも質問があって、年齢等にもよりますけれども美深の対象となる方が全部来ても大丈夫ですよという答弁のようなものも聞いていましたので、それならこちらの方も大丈夫じゃないかなと考えてしまったりですね。あるいは国の事業でいうと最初から10時間で抑えているような雰囲気が色々な資料を見ますとあって、都会も含めて全国では待機児童がいるですとか、保育士が足りないというようなことがあるので、一律にするために始めたのかなと。これ本当に子どもが真ん中なのかなと思ったのですが、それ一時保育のことの関連も出てきますので、もうちょっと私の方も考えていきたいと思いますが、本当であれば美深の幼児センターは全て10時間以内で大丈夫だねとなって本当ははじめてなればなと思ったり、それまでは10時間基本としながらも柔軟にお願いできないかなと思ったところですけども、これについてまた、もしかしたらお聞きするかもしれませんが、今日は理解致します。それから障がい児、医療的ケアの必要な子どもさんの関係については、これについても町としてというか、幼児センターとしてできる範囲のご答弁であったと思います。医療的ケアで障がいについてはこれまでも実績があると思いますので引き続きお願いしたいなと思いますし、医療的ケアについては色々な病後児保育ですとか、そういうことも含めて難しいということできたと思うのですが、是非先ほど検討はしていただけるような答弁だったものですから、可能な限り努めていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。それから食事についても乳児については、離乳食、幼児については給食ということですが、アレルギー対応なども大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。それから最後に教諭保育士の確保で特にご答弁がなかったように思うのですけれども、特にあれですかね。新たにここでこのために増員するとかはないでしょうかね。あるいは正職員で対応するのか、会計年度さんで対応するのかですとか、結構経験も逆に短い期間の利用なので経験も必要なのかなと思ったりしますが、その辺は特に今お分かりになるようなことはありますでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 先ほど、2つ目の部分でご答弁申したように余裕型活用ですから当然既存の教諭の中でやるというのが基本の考えでございます。それと正職員、会計年

度任用職員という部分なのですけれども、当然いま、全職員が正職員ではなくて、会計年度任用職員の方で働いていただいている方もかなりの数います。それは全体の幼稚園も含めた中の全体のシフトの中でやっていただいていますので、やはりそのシフトでやっていくということなので、今の形と同じような状況となると思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 余裕活用型なのでその定員の範囲内からできるということだったですね。それから会計年度任用職員さんも皆さん教諭保育士なり資格を持っていらっしゃると思いますので、わかりました。あとは関係でいいますと10月24日に上川北部地区の保育士人材確保にかかる意見公開というのが新聞に出ておまして、色々厳しい人材確保のために情報発信ですとか給与水準、休暇制度などの条件の検討などが挙がっていたようです。美深では保健・医療・福祉の関係で修学資金ですとか、修学の助成ですとか、あるわけですがそういったものを保育士さんですとか、お考えがないかだけちょっとお聞きしたいなと思いました。必要あれば後日、町長にもお伺いしますがいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） ご指摘のとおり今幼児センターの保育教諭についてはそうした修学制度についての運用はございません。ただ必要な部分はあるのかなと私は一応考えているところですが、それらの制度設計で難しいのは介護職場とかいう部分は結構美深町あるのですけれども、今のところ先日育成園ですかね。長野さんをご相談した件もあるのですけれども、結局働く職場としてはこの2つしか今のところありません。そして片方については、保育士さん、美深町については幼児教諭、そして保育士さんと2つ持った資格者ということですから一致する部分がなく例えば修学補助を入れる時に大学なり入る時に4年前に付けた場合に非常に就職口がその後美深町であるかという非常に厳しい部分があるので、何かもし作るならもう1つ制度的にアイデアを持たなければいけないということでは考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 分かりました。色々検討といいますか研究されていらっしゃるなと思ひまして、聞いておりました。今後も一緒に考えていただいたりお聞きをしたりしていきたいと思ひます。それと最後にまとめの質問ということでお願いしたいのですけれども、今回の通園制度に限らず幼児センターの運営には色々国の制度もありますが、上乘せできるものについては独自の考えも持っていただけないかなと思ひます。例えば保育料についても国の6割の基準で確か決めているはずですので、そういったことですとか先ほどの10時間も、もしどうかというのもあるのですけれども、あるいは看護師さん、

常時は難しいとしても必要な時に応援をいただけるようなことですか、今の教諭保育士の先生方の人材の確保や待遇の改善ですかそういう色々なことがありますけれども、今回の制度もそうですが進めながら色々ニーズを把握しながら推進、常に改善をしていただければと思います。それで子育て支援は草野町長それから杉本教育長を先頭にちょっと子どもさんが来てからやりたかったのですけれども、一番大事にしている仕事だと思っています。今日も小学生の皆さんが来る予定になっていますけれども、小学生の皆さんもおよそ10年、10年後は子育てになってくるかなと思います。もしといいますか、是非といいますか美深に住んで仕事をする、生活をする、そして子育てしてもらうような場合を考えますと将来の子育てしやすい子育てを応援するまちであってほしいと思います。杉本教育長にも将来に繋がるような取り組みをまた引き続きお願いしたいなと思いますが、お考えを聞いて私1つ目の質問を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 非常にご答弁しづらいような多岐に渡って教育行政以外の部分も入って来ているのかなと思いますので、保健福祉だとか、ただ高校の医療費無償化だとか色々な部分でかなり美深町は子育ての上乗せを町独自でやっていると思うのですよね。当然高等養護学校にも高校にも協力会等相当支援しておりますので、幼児センターも国を上回る部分は持っていますので、まずは全てのことについては財源が必要となってきますので、それらを見ながらできる範囲でとしかご答弁できないのですけれども、少しでも子どもたちが美深に残ってもらえれば良いなという考えは同じではございますので、そういう気持ちで教育行政を進めていきたいと思っています。

○2番（望月清貴君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは引き続きまして2つ目の項目を質問させていただきます。災害時における避難行動の支援体制についてということで草野町長に質問をさせていただきます。11月4日に、自治会連合会の役員の皆さんと議会議員との懇談会がありました。様々な話題がありましたけれども、災害時の避難体制に関わることでのご心配のお話もありましたし、積極的に色々考えていただいているのだなという面もありました。また、美深町においては去年、令和6年度の決算において地域防災計画の改定業務委託で264万円、洪水ハザードマップの更新業務委託で212万3千円決算を支出しているところでございます。また近年地球温暖化による気候変動の影響で全国的に豪雨などによる災害のリスクが高まっているとされています。夕べも11時15分に大きな地震がありましたけれども、東日本大震災では亡くなられた方々の内65歳以上の高齢者が約6割だそうです。

また障がい者の方々の死亡率というのは他の住民の皆様の死亡率の約2倍だったとされています。一方で消防職員の方、団員の方、民生委員の皆さんなど死者、行方不明になられた方も多くあったとされております。支援されている方の多くも犠牲が出ているということでございます。一方で阪神淡路大震災などでは、救出された人の8割が家族ですとか近所の住民の皆様の共助で救出されたということです。今日質問をさせていただきます要支援者の皆さんの名簿の整備ですとか、個別避難計画の作成などという取り組みが災害時の犠牲を減らすことにも繋がると思いますので質問をさせていただきます。質問の要旨を述べます。避難行動要支援者、これは災害時に自力での避難が困難で、特に支援を要する皆さん、例示としまして高齢者、障がいがある方、難病患者の皆さん、妊産婦さん、乳幼児、外国人の皆さんなどの支援については災害対策基本法に基づく取り組み指針が示されておりまして、市町村が主体となって支援体制づくりが進んでいますが、美深町における取組の状況について伺います。1としまして法律で義務付けされています避難行動要支援者名簿の掲載者の人数、名簿掲載者の対象範囲はいかがになっているのか伺います。2としまして、1で申し上げた要支援者名簿に載っている方々の個別避難計画というのがあります。これが作成するよう努力義務が課されているわけですが、これの作成状況をお伺いします。3としまして避難行動要支援者の皆さんの把握をはじめ、要支援者名簿や個別避難計画の情報共有など町内の支援関係者との連携体制はできているのでしょうか。また町関係部局の連携推進体制はどうなっているか伺います。それから4としまして取り組みの推進にあたっては町内の支援関係者はもとより、要支援者の皆さんを含めた町民全体が取り組みへの理解が深められるよう意識づくりを進めていくべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。答弁よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 災害時における避難行動の支援体制について望月議員からご質問いただきました。その前にまさにご質問に関わってくるかなと思っておりますけれども昨夜11時15分、震度6強の地震が青森東方沖で発生いたしました。地震で被災されました皆様にまずもお見舞いを申し上げたいなと思っております。ご質問にありますとおりですね。令和3年に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務になり、法の改正にあわせて取組指針が改定されたところでございます。1点目の避難行動要支援者名簿の掲載者数、名簿掲載者の対象範囲に関してのご質問でございますが、まず避難行動要支援者名簿の対象範囲について改めて申し上げますと、介護保険の要支援・要介護認定者、身体障がい者手帳3級以上お持ちの方。療育手帳A判定の方、そして歩行が困難な方などとしてございまして、名簿作成にあたっては自力で避難で

きる方や同居家族等の支援を受けられる方等を除き、浸水想定区域に居住している人を抽出して名簿を作成しており、現在22人の方々を名簿に登載しているところでございます。2点目の個別避難計画の作成状況につきましては、避難行動要支援者名簿に登載している22人を対象として、平常時の関係機関への名簿の提供や避難計画作成に関して、本人の同意をいただき個別避難計画の作成を今進めているところでございます。3点目の情報共有や連携体制につきましては、現在作業を進めている個別避難計画がまとまりましたら、各自治会単位で組織している自主防災組織や消防などと関係機関へ情報を提供し、災害発生に備えて参ります。作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、町防災担当部局と共有し、平常時から準備を進め、災害発生時に町民の安全を確保できるよう取り組んで参ります。4点目の要支援者に対する災害時の避難行動の取り組みは、町内支援関係者だけでなく、町民全体、特に地域、近所の皆様の理解と協力が必要です。地域における防災活動を推進するため、自治会自主防災組織と連携し、啓発活動などを通じて防災意識の向上に努めるとともに、避難計画の内容や役割を確認し、災害時の迅速な対応と安全確保に努めて参りますので、自主防災組織の活動の要点として取り組んでいただきたく期待しているところでございます。あわせて関係機関との協力体制を確立するほか、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の適切な運用が図られるよう努めて参ります。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、草野町長から答弁をいただいたのですけれども、まず1つ目の項目の避難行動要支援者名簿の関係です。これはご承知のとおり法改正で義務化されているということですが、私、内閣府が行った今年4月1日現在の資料を今そこにあるのですが、それによりますと美深町の行動避難要支援者名簿の人数は218人になっているのですが、22名ということで、大丈夫でしょうか。というのが1点とそれと先ほど町長から介護認定、身体障がい、療育手帳などご答弁あったのですが、同じ資料で美深町が対象としていない項目にチェックがついていない項目として多くの市町村で対象にしているのを見たのは、難病患者さん。道内では6割が対象にしています。それから精神障害者保健福祉手帳を所持している方、道内市町村の9割が対象にしています。その中で自力でどうかというのもあるのしょうけれども、その他自治会や市町村長等が必要と認めた場合の方6割。自ら名簿に記載を希望した方も道内5割の市町村で名簿に載っているということのようです。先ほどの人数のことと、これら多くの市町村で対象にしている範囲を美深が対象にしていない理由が今お分かりであれば答弁いただきたいと思えます。これについては、是非そういった方も対象にしていだけないかという意味で質問させていただ

きます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 失礼いたしました。先ほど、歩行困難な方などということでご答弁申し上げたと思いましたが、今本町において難病ですとか精神障害等々の部分、さらに自治会が必要と認めた方ですとか、自ら希望する、自ら避難するのが困難だと感じる者等については当然この22人プラス考えているところでございます。いずれにいたしましてもこの22人は自力で避難できる方や同居家族等の支援を受けられない方というのを整理して除いた数字となっておりますので、この22人からさらに実際は増えていくのではないのかなと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと私が準備していたことと違うだけなのかもしれませんが、要するに今ご答弁いただいているのは、個別避難計画もできている方とイコールの状況なのかな。私が先ほど申し上げた218名というのが手帳を持っている該当しているという人数なのかもしれませんね。分かりました。ちょっとそういう理解にしたいと思いますが、逆にいうとでも22名というのは非常に少ないと感じます。今後拡大といいますか、追加していくということだと思いますが、名簿についてはちょっとそういう解釈をしたいと思います。それから個別避難計画のことについてなのですが、これについては実は今回の質問を考えるきっかけにもなったのですが、同じ内閣府の調査で策定が進んでいない町村というのがあって、去年141、今年4月1日現在50というのがあったものですから、ちょっとお聞きしないとわからないかなということも感じました。この個別避難計画というのは、事前に町長も先ほど少しおっしゃっていましたが、災害を自分のことと受け止めていただいて、災害の場合どこに誰と一緒にどうやって避難するかですとか、そういった一人一人の計画をできれば皆さんと一緒にというようなことで作るものだと思います。場合によっては福祉の方、ケアマネジャー、あるいは民生委員さんなどと一緒に作ることもあるのかなと思います。それを実際に訓練にも使うことで、実際の災害の時にスムーズに避難所に避難できるということで非常に大事にされていて、これを令和3年に法改正があったのですが、5年間で優先度の高い方々を作成を進めて下さいということになっているようです。国の指針がございまして、それでいきますと令和8年、5年ということはおそらくと来年の令和8年ということもあったものですからお聞きしたわけでございます。住んでいる地域のハザードの状況、危険性ですとかあるいはご本人の支援が必要な程度、あるいは1人暮らしとかそういった状況も含めて優先的に全員というのはすぐには大変だと思うので、進めて下さいということだったものですから、そこら辺をちょっとお聞きし

たところですが、そういうことで言いますと最初もしかして進んでいないかなと思ったのですが、進めていただいているということで理解をしていきたいと思えます。これらについてはまた詳しく今後防災計画のご説明をいただくような機会ですとか、あるいは予算委員会等でもまた必要に応じてお聞きしたいと思えます。それから3番、4番ですけれども、町内関係者の皆さんとの連携体制、これについても事前の情報共有などが大事になりますのでよろしくお願ひしたいと思えますし、4番の町民全体の理解、意識づくりというものが答弁にありましたので、これについては実は例年町政執行方針にも載せていただいておりますので、是非今回それで最後にお聞きしなければならないのが、防災会議がそれらの基本となる防災会議がちょっと最近の見れていないのですが、令和3、4、5と未開催だったと思えます。6年度開催されたのか。それか今後の予定をお聞かせください。それから防災計画ハザードマップ、去年使ったものの利用はどうするのかを教えてくださいたいと思えます。それと最後になりますので、合わせてですが内閣府の指針においては災害の場合、誰一人見逃さないという重要な目標を達成してほしいということが書かれております。草野町長とも同じ考え方と思えますが、ご意見を、答弁をいただいて質問を終わりたいと思えます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） いつも私申し上げていますがけれども、美深町は安全・安心で優しいまちというような考え方で町政を進めさせていただいてございます。ご質問いただきました防災会議の開催、そして防災計画帳そしてハザードマップの改訂版等含めた会議の持ち方でございますけれども、内部事情もあってちょっと調整に時間がかかっているということをもつてご理解いただきたいのと、新年度においてはこれら今のところ浸水地域等大幅に見直しもなっているということで、今のところ各自治会ごとにこういった部分については開催し、今の一番大事な部分は避難行動支援者これらについても合わせて調整していかなければならないのですけれども、誰がまずは掛けつけるのか。避難支援者が一体だれなのか、この辺が上手く調整して先ほどもお話ししましたがけれども、福祉民生委員の方々、または自治会の方々等しっかりと協議して計画を作成していかなければならないかなと思っております。防災会議についてもこれらと合わせて新年度開催するように取り進めているところでございますけれども、この間実は開催できていません。というのは、冒頭申し上げましたがけれども、防災計画ハザードマップの改定時に合わせて開催しようとして予定していたのですけれども、それがちょっと遅れている状況だということでご理解いただいて安全・安心のまちづくりの一丁目一番地でもございますので、しっかりした対応をして参りたいと思えますのでご理解の方よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 以上で、2番 望月君の質問を終わります。

次、8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは一般質問を始めさせていただきますが、まずはじめに12月定例会が今日から始まったわけでありましてけれども、いつもあそこに座っておられました水本代表監査委員の顔が見れないということが一抹の寂しさを感じるころではございます。水本さんのこれまでのご功績に敬意を表しますとともに同じこの議場で一生懸命まちのために仕事をできましたことを私どもとして本当に感謝申し上げますと同時に水本さんのご冥福を心より申し上げる次第でございます。また、今日は傍聴席に未来の議員にもなろうかという子どもたちも沢山来ておりますけれども、今日は美深町のこれからの10年、20年先をどうまちを継続していくかということも含めてちょっとお伺いしたいなと思っております。まちが進めなければならないことというのは、1つではございません。まちを存続させるためにはたくさんの項目をクリアしていかなければならない。このようなことはそのとおりなのですけれども、その中から今回はまちの産業についてどう将来に向けて守り育てていくのか。このことについて町長にお伺いをするものでございます。件名と致しましては、まちの基幹産業をどう守り推進していくのか。この点について今回の質問の要旨を申し上げていきたいと思っております。美深町の基幹産業は第一次産業であり、特に農業は耕地面積4,500ヘクタールを超え、本町が今日まで発展してきた最大の資源であると私は思っております。現在、この農業に関していきますと農業者の減少、高齢化や経営環境の変化、さらには気候変動も加わり、温暖化というものは想定を上回る状況で進んでいると感じております。今年の夏はこれまでにない高温を記録した年でもございました。これにより雨の降り方等も変化してきており、特に畑作・稲作はこれまでとは異なる対策や新たな展開が必要になってきていると考えております。農業は本町にとって最後の砦であると感じておまして、省力化や高収益化、後継者を確保し安定した経営が持続できることが重要であり、これをどう守りどう推進していくのか将来展望を伺うものでございます。1つ目、気候の変化によりこれまで北海道美深産これをブランドとしてきた農作物にどのような影響が出てきているのか伺います。2、気温の上昇等でこれまで取り組めなかった作物や成長が厳しかったものにも可能性が広がり、新たな高収益作物の栽培も期待が持てるようになってきたと思っております。作付けや収穫の時期の幅も広がり、より効果的な生産方式も考えられ収益向上に繋がるようさらなる研究調査が必要ではないでしょうか。また新たな取り組みをしている農業者に対する支援内容等を強化して次に繋げていっていかかかと思っております。これについても町長のお考えを伺いたいと思っております。続きまして3番、この環境の変化をチャンスと捉えて、農業振興センターでは様々

な条件下での研究・調査を行い、情報発信ができるよう機構を強化する必要があるのではないかと考えております。この点について町長に伺うものであります。ご回答よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 藤原議員から町の基幹産業をどう守り推進するのかとのご質問をいただきましたので、ご答弁を申し上げます。まず1点目の気候変化による農作物の影響についてでございますが、今年の農作物の状況ですが、5月中旬までは低温傾向でありましたが、それ以降は気温が上昇し、8月まで高温が続いたことから生育は早く収穫作業も全般的に例年より10日ほど早く行われました。特に6月・7月は平均気温が観測史上最高値を記録し、少雨・干ばつ傾向でありましたが、変わって8月の降水量が非常に多かった影響もあり、特に特産でありますかぼちゃは例年より疫病の発生が多く、販売にも大きく影響が出ていると伺っております。かぼちゃの他にも多くの作物で品質の低下が見られましたが、収穫量については、概ね平年並みであったと伺っております。ここ5年ほどは高気温時に降雨のある日が年々増加しており、高温多湿の環境下による疫病発生も増えている状況を踏まえ、地域担い手育成総合支援協議会において営農技術情報の発信を行い、疫病低減に取り組んでまいりました。次に2点目のご質問についてでございますが、まずは新たな作物導入へ向けた研究調査につきましては、農協や農業改良普及センターと研究を進めておりますが、当面は現在生産している農作物が、現在の気象条件下でも高温が続く中でも生産を継続できる方法を中心とした試験を継続して参りたいと考えております。新たな取り組みに対する支援内容を強化してはいかかかという質問に対しましては、これまでもがんばる美深農業！支援事業の中でチャレンジ支援事業として支援をして参りました。農業者の新たな取り組みに対し、支援強化が必要であれば、支援基準を変更するなど更なる支援、バックアップを図って参りたく考えているところでございます。次に3点目の農業振興センターの機構強化についてでございますが、これまでも様々な気候変化に対応する試験を実施しており、情報発信も行なっているところでございます。先ほど申し上げましたが、当面は現在生産している農作物が現在の気象状況下でも生産を継続できる方法を中心とした試験を実施していきたいと考えております。地球温暖化による気象条件の変化に伴う新規作物の導入については、一部民間機関では少しずつ始まっているようでございますが、国・道の研究機関ではまだ本格的に取り組まれていないとお聞きしているところでございます。本町においても検討する時期が来るかもしれませんが、一朝一夕にいくものではございませんので、現体制で研究・調査を引き続き行って参りたいと考えているところでございます。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは今町長から質問に対するご回答をいただきましたが、その議論の上でちょっと前段の要旨についてちょっと伺いたいと思うのですけれども、美深町の基幹産業ということで、私は農業だというふうに思っているわけでありまして、基幹産業に対する考え方についてちょっと伺いたいと思います。美深町は小さいまちながら農業だけではなく、商工、林業、福祉、医療、そして教育などもまちの中には揃っておりまして、それぞれが頑張っているまちだと私は思っております。その基幹産業というものに対して、特別な定義というものはないわけでございますけれども、かつては北海道内では黒いダイヤと呼ばれた石炭で多くのまちが栄えた歴史がございます。これは基幹産業が炭鉱ということであったわけですが、社会の変化により石炭産業というものがどんどん石油産業に変わっていったことにより炭鉱の閉山が相次ぎました。この石炭産業の歴史を見ますとこの基幹産業の衰退というものはまさにそのまちの存立危機事態といえるような状況になるわけでございます。そういう意味では今回この基幹産業をどうしていくのか、これがまちの将来にとって非常に大事なことであるというように私は思ったところでありますけれども、そのようにしていきますとまちの維持をするためには、この基幹産業をどうしっかり守っていくかということが不可欠であると思っております。今、本町でこの基幹産業というものに相当するものは、私はやはり農業であると。農業だけではありませんけれども、農業が一番手ではないかと思っております。当然畑作、稲作だけではなく、酪農・畜産を含めまちの基幹産業であると思っておりますので、これをどう守るのか、これがまちの大きな課題であると思っておりますので、この私が言っております、このまちの基幹産業というものに対して農業であるという考え方について、町長の考え方をちょっと伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） まちの基幹産業をどう守りどう推進するかというようなことなのかなと思っておりますけれども、もちろん過去から美深町は農林業のまちであると言われて参りましたし、現在もやはり農業、美深町の農業は北限の稲作から始まって、畑作、野菜、施設園芸、さらに酪農・畜産と幅広い分野で農業振興が図られている部分でございますし、まさに美深農協から広域合併して今北はるか農協の本所、所在地が美深町ということもありますので、やはり美深農業、持続ある美深農業を進めていく事が1番大切なことなのかなと思っております。そういった中で地球温暖化等々にかかるご質問をいただいているのかなと思っておりますので、藤原議員と考えは同じものかと思っております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 基本的な考えが同じ、共有しておられるということで安心して次の質問に移れるわけでありますけれども、これが違っていたら私もちょっと質問する上では少し戸惑ったところではあったのですけれども、今やはり美深の基幹産業である農業が非常に大事な基幹産業であると伺いました。それでは次の質問に移りますが、1番でお伺いしたブランド戦略についてですけれども、町長の方からは色々影響は出て来ているけれども、これまでの実績を継続できるようにとお話も伺いましたが、美深産ブランドこれは議会の中でもよく出ておりました、ブランド化を進めてしっかり美深産の農産物というものを全国に広めていこうということでやってきたこととございます。これは実績としてはかなり上がって来ているのかなと思うのですけれども、先ほど町長も言いましたが気候変動まだ大丈夫ではないかという意見もあるようですけれども、2021年からの5年間、ここ直近の5年間ではこの平均気温というものが2020年以前の平均気温を全ての月上回った5年間でありました。当然この気温上昇で雨や雪の降り方というものが変化してきていることは、我々日常生活を送っている中でも、これ感じられるようになってきていると思います。これは自然界での影響というものはさらに大きなもので例えば、かぼちゃは高温や雨の降り方等で品質にも影響が出てきているという話も伺っております。また、かぼちゃに関しては連作が多くて、連作による障害も発生してきているとも聞いておりますけれども、これ以上の品質の低下というものは、これまで培ってきた信頼を失いかねない心配がございます。ブランド力維持のために具体的な施策というものが必要になってきているのではないかと思います、この点について町長に改めて伺うものでございます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深ブランドという、美深ブランドと申しますか、北海道美深産という部分でございますけれども、今は、青果の中では、具体的には美深メロンというブランドがしっかりしています。他にも農作物以外にもたくさんございますけれども、現在はフルーツトマト等にしても北はるかブランドというような、こちらの方で下川、美深を構成する市町村一緒になってブランド展開をしているところでございます。もち米にしても北はるかもち米生産組合となっておりますし、それぞれかぼちゃ部会、アスパラ部会、さやえんどう部会、メロン部会、トマト部会、そして畑作ということで馬鈴薯等の部会ということで、JA北はるかではそれぞれ部会を作る、美深の中で部会を作るなかでそれぞれの部分において品質向上、生産振興を図っているという部分なのかなと思っております。その中で毎年JA北はるかさん、そして生産団体さんとの合わせた農業振興懇談会等々を開催しながら農業者のそれぞれの生産者代表の声を直接伺いながら新たな施策に反映させているとこととございまして、先日も北はるか農協さんから新年度に向けた予算要望を受け

取ったわけでございます。そういった中で、この気象変動に伴う部分、地球温暖化に伴う部分の支援等についても優先度と申しますか、農協の重要施策、まちと一体となって進めていくという部分で要望を伺って担当課含めて調整を進めているところでございます。いずれに致しましても先ほど地球温暖化の部分、そんなに考えていない人もいるのではないかとというようなお話も伺いましたけれども、日本近海の海水温が上昇して水蒸気の量が増えて豪雨や豪雪の原因になっております。北海道は元々寒い地域であるからこそ、気温の変化の影響が大きく農林水産業への影響に加えて熱中症、そういった部分への対応もさらに進めていかなければならないのかなと思います。地球温暖化はCO₂の発生が大きな原因であることから、ある一定の気温を超えるとCO₂の排出を抑えても気温は下がらなくなると言われております。今、特に日本の中でも北海道はその過渡期に来ているのかな、そういったことで考えているところでございます。またこの程、策定しました国の食料農業農村基本計画で高温耐性を備えた品種の開発、普及を進めることが明記されてございます。北海道内では高温耐性品種は普及しておりませんが、道総研では寒さにも暑さにも強いお米の開発にも着手して品質や収量確保できる対応策を進めております。野菜についても高温に耐えられる品種の開発に加え、肥料の量や使用時期を変えるなど生産者のきめ細かな対応についても研究をしていると伺っているところでございます。それと気候変動に地球温暖化対応ではございませんけれども、これまで北海道では作付け、育てにくいとされていた野菜ですか。その中の3つですけれども、にんにく、さつまいも、落花生、この3つは北海道において新顔作物ということで選定して作付け振興を行っている、ここ数年推進しているということで報告を受けているところでございます。いずれにしましても、温暖化対策は1つの自治体で一朝一夕に対応できるものではございませんので、今もすでに道総研、上川農業試験場と品種特性に関する試験また委託試験等も行っておりますので、今ある施設を十分活用しながら今後生産者、JAとも十分協議しながら持続ある美深農業を進めていくための施策をしっかりと打って参りたいなと考えております。以上です。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今町長の答弁を聞いておりますと、当然美深のブランド戦略として美深産農産物というものは、まず今あるものをしっかり守っていくということが当然前提にあるわけですが、それプラス色々な気候変動の中で新たなものも必要ではないかというようなことも含めてお話をいただきましたが、これに関しては次の2番で私が聞いた今後気温上昇等を逆に利用して期待できる展開はないのかと繋がるわけでありませけれども、そこにおきまして新しい取り組み、実際まちの取り組みの中でも進められている

のは知っておりますが、この新しい取り組みというものに関していくと、色々な取り組みが出てきてくれればいいなと思っておりますけれども、まずスタート時に対しては今の段階では支援がついているわけなのですが、これは実際仕事のサイクルで見ますと準備をしてスタートして収穫したことによって色々な課題が見つかってくるわけですよ。では、2年目にどう取り組んでいくのかというこの2年目の取り組みと言うのが今後継続できるかどうかということの重要なポイントで私はあると思っております。これは農業だけに関したことなく、工業や他の分野においても色々な新しい物を始めた時に、最初の段階そして2回目の段階でどう改良してどうアップデートしていくのかということが大変重要になって次に繋がるものと思っておりますけれども、今のこのチャレンジ支援の中でいきますと、ここの2回目以降に対しての支援というものがちょっと少ないのではないかな。ここに対してはしっかり軌道に乗ってもらうための支援策が必要ではないのかなと思っております。それも含めてここでいう新たな支援の対策が必要ではないのかというところの話になるわけですが、今言ったように2回目の支援が大事ではないのかと私思っていますけれども、町長に関してはそこをどのように思っているか伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 1回目、2回目という考えなのか、2年目以降という考え方なのか、その辺ちょっと把握しきれない部分もあるのですが、例えば乾燥機を入れるですとか移植機を入れるですとか、そういうチャレンジ事業の中ではどちらかというところハード的な部分の支援が中心となっていますので、その後2年目の部分については技術的な支援になってくるのかなと思っております。その部分については、農業振興センターもそうですし、特に普及センター、JAの担当そういった部分でのフォロー的なものなので、何かその費用的なものが掛かるのでというようなそういった相談は今のところ直接受けている部分はありませんけれども、そういうチャレンジ事業を行った事業者から2年目以降色々な課題が出てきた場合は関係機関一体となって支えていく、そういった体制はできているのかなと思います。費用的なものの具体的なご相談的なものは直接伺ったことはございませんので、さらに機械の整備をしたけれども、さらに必要な機械がでてくるのか、そういった部分が関連して出てくるのであれば、また新たなメニューで対応できることは可能かなと思うのですが、今の時点ではチャレンジ事業での2年目以降はどちらかというところソフト的な支援が必要になってくるのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） まさに、私も同じことを思っていたところではあるのですよ。1

回目の取り組み、2回目以降の取り組みに関しては当然内容が違いただろうと。そういう中でメニューに応じた柔軟な形での支援というものができれば非常にいいな。分かりやすくいうとハード、ソフトの使い分けということになるかと思うのですけれども、町長も同じような考えをお持ちのようですので、是非ともそのような形をしっかりと根付いていくようにして、新しい取り組みが1つでも2つでも増えて継続するようなそういったことが実績として残るようにしていっていただければいいのかな。私は直接農業者ではございませんので、具体的に何がこれがということは、まだ身をもって知っているわけではありませんけれども、考え方としては本当に町長の今言われたとおりのことがどう実践していけるかということが凄く大事なことはないのかな。そして割と折角スタートしたものがなかなか続かないというような事例も過去にはあるようですので、是非ともこれがまた新しい美深産のブランドとして自立できることを願うところではございます。またちょっと振興センターに伺うと、これ輪作等の話とも関連するのかもしれないけれども、小豆辺りもこの地でもう1回生産者が増えてくるように取り組めないかということも伺ってはいるのですけれども、それこそ小豆は赤いダイヤと呼ばれるほど高収益の作物ではあったわけですが、なかなかここでは十勝のように根付かなかった部分あるのですけれども、色々状況が変わってきた中で、そちらの方にもひょっとしたら可能性が出て来ているのではないのかなと聞いていたわけですが、もし町長の方でこの小豆戦略についてまちで考えていることがあればちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今、具体的に赤いダイヤ小豆という部分のお話ございましたけれども、今やはりかぼちゃの連作障害、または疫病等々が増えていて、その1つに連作障害も大きく影響しているのかなと思ってしまして、JA北はるかの方から過去にも町で実施したのですけれども、もう一度畑作の連作体制を見直していけないかというような議論がございまして、特に輪作の状況を担っていたてん菜、この作付けはずっと減って来ているという部分がございまして、今小麦、かぼちゃの連作障害そういったものを回避するための輪作体系構築支援事業を新たにJA北はるかさんから施策要望がございまして、生産者一体となって取り組めるような体制が組むのであればまちとしてもしっかりと支援していきたいなと考えているところでございます。その中で小豆の作付面積が私の手元の資料では本当に2ヘクタールほどしか作付けが限られた方しか作られていないという部分なのですけれども、これによって輪作体系がてん菜も含めて崩れているということで、町内に今小豆実際3農家しか作られていないという状況でございまして、早生品種等の栽培含めて本町の輪作品目の1つとして何とか確立していきたいというようなご要望が今届いている

ところでございますので、それら対策も含めてこの後中瀬議員からも質問あるかなと思うのですけれども、詰めて参りたいなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 輪作に関しては色々また直近の課題も色々あるようですので、こちらの関しては今町長がいったように同僚議員が質問を出しておりますのでご回答をいただければとは思いますが、そういう輪作体系も含めてどういった農業者に対して情報をまちとしてもしっかりと主体的に出していくのかということが今必要かと思うのですけれども、3番の農業振興センターの役割についてお伺いしたいのですけれども、農業者と色々懇談をしましたら実際農協があり、振興センターがあり、まちの中にも農務課ということがあって、一体となって美深町の農業を運営しているわけですが、農業者自身におきましては、いつどこに何を植えてどう収穫するかというのはこれは農業者の責任において当然判断してやっていることであります。これは農業だけではない、ほかの業種においても自分で判断して自分で責任を持ってやっていくというのは当たり前のことなのですけれども、農業者においてはこれを判断する材料というものは長年の経験値によるところが大きく、それに基づいて今年はどうしようかと判断をしていると思うわけですが、近年は先ほども温暖化の話も出ておりましたけれども、これまでの経験値を上回る速さでその環境の変化というのが生じてきていると思っております。それに加えて高齢者等で省力化や作業の分散化というものも必要になってきていると聞いております。農業振興センターの中でもそういう風なことを取り組んで参りたいというようなことも伺ってはおりますけれども、そこで色々な各方面の関係機関と連携しながら足りない部分は補いながら進めているとは思いますが、ここは振興センターは特に農業者とともにその課題解決に臨むという考え、もう少しあってもいいのではないのかな。残念ながら農業者からは振興センターとともにそういう風な課題解決に情報交換だとか対応策を考えているとはなかなか聞こえてこないのですよね。それはどういうことかは分かりませんが、なかなか具体的な有効なその調査だとか研究が今の体制ではできないのかなと思ってしまうわけですが、今後美深の基幹産業ということでまちのその運命を半分持っているようなところもありますので、農業者とともに課題解決に臨めるそのような農業振興センターというものの役割が果たせるように体制強化だとか機構の強化というものを進めるべきではないのかなと思いますけれども、その振興センターの体制についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 振興センターの体制、農業者に本当に望まれるような施設である

べきでないかなというご質問かなと思います。農家さんはそれぞれ営農計画を立てて新年度の作付けの準備、肥料も前どりしたりですとか、種の予約ですとかそういったことをされますし、またそれぞれの先ほど言った輪作体系に影響してきますし、また場合によっては人によってはいかに所得を上げる作物を作るか本当に非常に難しいという部分もございます。そして農業振興センターの部分を先ほども申し上げましたけれども、気象データ、予察、そういった情報を発信、また様々な普及センターからもJAからも生産団体も様々な部分をそこに通して情報を発信しているという役割もございますし、今一番農家さんと接点を設けているのは土壌診断、施肥設計、無駄な肥料を投入しないとそういった部分でしっかりと土づくりを進めている人は農業振興センターで土壌診断をして施肥設計をしっかりとされて、信頼している関係を作っているのかなと私は判断しているところでございます。現状の機構の強化という部分でございますけれども、先ほどお話があった地球温暖化対策の作物等々については、それぞれの美深だけではございません。他の市町村にもそれぞれの農業振興センター、農業の研究機関ございますけれども、温暖化対策に向けた試験ですとかというのも技術的には非常に困難なものなのかと判断してございます。ということで今、上川農業試験場の委託を受けた品種特性の試験対応、共同研究等はしっかりと今進めているというようなところでそういったことも合わせてご理解いただきたいなと思います。情報発信が少ないですとか、窓口対応等がされていないのであれば、それは振興センター、今いる職員体制の中でやれる限りしっかりやってもらうしかないのかなと思いますし、あと一生懸命考えている農家さんは積極的に土壌診断等を行って翌年の営農計画に繋げていっているのかなと私は判断しているところでございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今、土壌診断これは町長がおっしゃるとおり農家としてはこれは非常に評価をしているというか、有難く思っているところでは聞いております。それプラス逆に言うと、それ以外はないのだよねという話もよく聞くわけですよ。確かに今言ったとおり、これ温暖化のことを想定して何かを作付けしていただくとかということは農家自身はなかなかできないことでもあるので、それでそういうことの一部を振興センターだけではなくて、普及改良所だとか農業、比布の農業試験場ですか。そういうところも連携を取りながら情報をしていくという役目があるだろうと。そのためでは機構強化とかという言葉を使ったのですけれども、単に人員強化をするわけではないわけで、それで言葉遣いとしてはそういう機構強化という言葉を使ったわけですが、農業振興センターの中の今簡単に人を入れれば解決できる問題でもないのであれば、今ある機構の中でしっかりと中身を充実させていく。そしてまず普及所であるとか、さっきいった農業試験場辺り

と連携をとれるのは農業センターだと思うので、そこをしっかりと農家の課題等々と合わせながら役割を果たしていけるようなことを望んでいるところではありますけれども、そういう中でももう少し農家自身と今の解決に向けての課題を共有してできることをしっかりやっていけるような現行でできるものをしっかり進めていけないかなと思うわけでありましてけれども、先ほど言った土壌診断に関しては評価を聞いておりますので、それプラス何か今現行でその振興センターができること。これは米、今北海道の米が凄く良くなって評判がいいのですけれども、これだって1年、2年でできたわけではなくて何十年もかかってここまで来たという本当に息の長い取り組みが必要なのですけれども、これは農家ができるかといったらそこはそうはならないですので、是非とも今の直近の課題と先を見つめた課題と少し分けながら取り組んでいけるようなそういった体制がとれないかなと思うのですけれども、ちょっとこの件だけ伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先を見越した取り組みを取れないかという部分でございますけれども、1つには試験展示圃、試験圃の部分は普及センターさらに上川農業試験場、そういった中で先を見据えた試験、上川農試から受けて実施したりという部分はまさにやっているところでございますし、過去には無加温ハウス、冬野菜、無加温ハウスの試験、振興センターの試験圃で無加温ハウスを整備しまして、そこで冬野菜の製造販売にたどり着いて成果をあげているという例もございます。さらに振興センターの中で特産品といいますか加工品の研究施設もございまして、その中でも直近では米粉の商品、米粉の商品開発で最終的には米粉の販売事業所を設けたりですとか、さらに、にんにくですとかさつまいもは、今道内で栽培されるようになりましたけれども、それ以前から振興センターの方で試験研究も行ってございますし、さつまいもの加工販売的な方にチャレンジする生産者もいるということで、議員が見えない部分でも数多く1つ1つ生産者に寄り添った形で支援されているのかなと今の現在の機構の中で支援されている部分はあるのかなと判断してございますので、先を見越した部分等につきましては、また一層普及センター、上川農試等々連携をとって推進していく事になってございますし、美深町地域担い手育成総合支援協議会ということで各関係機関が一堂に集まって定期的に色々な課題について対応を協議してございます。これはまさに農業振興センターを会場にしてここで議論を重ねて調整しているという部分もございまして、しっかりと農業振興センターの役割、見えない部分もありますけれども対応していけるように現人員については現在の体制で当面は進めていくしかないかなと思っておりますけれども、他の機関からの協力等も受けながら推進していく考えでございますので、ご理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） それでは色々これまでの質問に答えていただいた中で質疑を進めさせていただきましたが、これからのその美深町としての農業政策についてでありますけれども、これまで町が進めてきた経営支援や後継者対策などというものは当然重要なのもちろんですけれども、これからの課題というものは今までの発想の枠の中だけでは解決できないものも色々出てきているのではないのかなと感じます。対策の強化とか新たな展開を考えると当然 J A も当然機関を持って対応しているし、農業者自身も今後どうしていくんだということは、皆さん考えていることだとは思いますが、町としては、この農業政策を進めるうえで、これまでと同じことの延長だけではなかなか厳しくなっている状況の中で、今後この美深町の農業が基幹産業としてしっかり継続できるためにそういう従来の考えだけに留まらない当然町長もそう思っていると思いますが、新たな展開だとか対策の強化というものを今後どう進めようとするのかちょっと伺いたいなと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 持続ある美深農業を続けていくためにやはり 1 番美深町はこの間長い間支援してきたのは担い手対策、新規就農者もそうですけれども確保していくということで、それぞれ地域の生産団体、地域の営農支援組織等々一体となって数多くの新規就農者を受け入れてきたわけでございますけれども、ここコロナ禍があけてからぼったり農業実習生もなかなかこれも美深町だけではないですけれども、来ていただけないような状況が続いてございます。さらに後継者がいなくなると農地の受け手がなくなるということで、やはりどんどん農地の集積、後継者がいなくて広げていった方も限界に達する部分も増えてきているというような意見も先日の農業振興懇談会でお話をいただいたところでございます。そういった部分で新たな仕組み的な部分も生産者の方からご意見をいただいた部分もございますけれども、やはり持続ある美深農業を進めていくためには農地はそんな簡単に減っていくものではございませんので、今ある農地をしっかりと生産性に繋がるような形に持っていく事が大切なのかなと思っています。担い手対策の部分、さらに今後問題となる受け手、農地の受け手、これらに対応していく、どういった事業体になるのか、人になるのか組織になるのか、そういった部分を今後考えていく必要性も出てくるのかなと思いますけれども、いずれにしても生産者あっての美深農業でございますので、しっかり生産者、生産者団体、J A そして町をはじめとする関係機関一体となって、やはり地域担い手育成総合支援協議会、ここが中心となって今後の農業振興について共通理解のもと推進していく事が一番大切かなと思っています。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは最後にこのことを伺って質問を終わりたいと思うのですが、今もちょっと農地の今後のことで心配されるような話もありましたけれども、先の11月29日です。11月29日の北海道新聞に掲載された記事を見ますと道内農家はここ5年で19%減少し、上川管内では21.8%減少いたしました。減少はしたのですけれども、当然耕地面積というものは当然減っていくわけではなく、結果的として1戸あたりの耕地面積は増加して大規模化が進んでいるというような記事が出ておりました。ただそれ以上に驚くことがさらに遡って1985年対比では北海道では実に70%の農業者が減少しているという衝撃的な数字が出ておりました。今後も高齢者の離農が進むことは避けられず農地、耕作地の集約が必要になってくるというものはもう想像がつくわけですが、ちょっと町長が申し上げたように規模拡大にも色々限界が出てきているような状況となっているようにも耳にしております。こういうことでいくとそれこそ農業どうなるのだ。北海道は日本の食料基地として将来がひょっとしたら明るい話まで出てきたのですが、これ国や道にとっても農業政策というものはこの食糧安全保障上の本当に重要な課題だといっているわけですが、もはや一自治体だけの問題ではなくなってきている。このぐらい大変なことになってきているのではないかなと思うのですけれども、町としてもこれ周辺自治体等々連携しながらこの実情というものを広く訴えていくべきだと思っております。これ見えない部分で町長もしっかりその辺は色々公務の中でとっている部分だと思いますけれども、もしそうであればそういった話もちょっとお聞かせ願いたいなと。兎に角この今の現状を現場の実体というものを国や道、特に国には知っていただきたいと思うのですけれども、それに対して町長お考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 全体的には北海道町村会の中の農林業の部分さらに上川総合開発期成会の中での部分、この部分についてはハードでは補助支援の部分も多いのですが、やはり担い手対策こちらの部分、さらに人口減少に繋がっている少子化に繋がっている農業後継者の配偶者、パートナー対策そういった部分等も皆に影響してきているし、まちづくりにもそういった部分は影響してきている部分は多いのかなと思っております。色々な全道管内の組織の中で一体となって、やはりこの問題については中央に対してしっかりと現実を伝えるとともに持続ある地域農業、さらに北海道は日本の食糧基地の一翼を担っているという自負がございますので、そういった部分、美深町においても同じような考えで対応を進めて参りたいなと思っております。

○8番（藤原芳幸君） ありがとうございます。終わります。

○議長（南 和博君） 以上で8番 藤原君の質問を終わります。只今から暫時休憩します。再開は概ね午後1時、13時と致します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

4番 名取君。

○4番（名取明美君） 2025年は、特別な年です。例年だと12月にインフルエンザのピークを迎えていましたが、今年は11月の時点でピークを迎えました。1か月早い、そして長く続く状態です。真剣に考えていかなければならない年です。これから一般質問に入ります。項目 社会福祉。件名 インフルエンザ・新型コロナワクチン接種の福祉従事者への助成について。質問の要旨 令和7年10月15日から今年度のインフルエンザ予防接種と新型コロナワクチン接種の受付が始まりました。現在、美深町では1歳から高校生までと65歳以上の高齢者、60歳から64歳まで心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害のある方に助成されています。重症リスクの高い若年層、高齢者、機能障害のある方への助成は有効と考える一方で、高齢者と障がい者に関わる福祉従事者の感染は、免疫力の弱い入所者への感染リスクを高める恐れがあり、また福祉従事者の感染により業務負担が大きくなることで入所者へのサービス低下が心配されます。福祉施設に入所している高齢者や障がい者への感染リスクの低減のためにも福祉従事者の感染症ワクチン接種は有効な手段だと考えます。ワクチン接種が感染予防に繋がれば、結果として自治体が負担する医療費を抑えることにもつながると思いますが、次の項目について町長に伺います。1、町内の福祉事業所の中には、ワクチン接種の補助を行う事業所と行わない事業所があり、自己負担額に差があります。福祉従事者のワクチン接種の助成を検討してはいかがか。2、近隣地域から通勤している美深町民以外の福祉従事者へのワクチン接種の行政からの助成についても検討してはいかがか。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 名取議員のインフルエンザ・新型コロナワクチン接種の福祉従事者への助成についてご答弁申し上げます。まず、福祉事業所の従事者への助成についてでございますが、福祉従事者の感染症対策は非常に重要であります。今のところ申し上げますと新たな助成を行う考えはございません。その理由を申し上げますと、まず予防接種法の位置づけでございます。現在、まちが助成しているのは予防接種法で位置付けられて

いる65歳以上の高齢者、60歳から64歳で特定の疾病のある方、まちの施策として子育て支援の観点からも対象としている18歳未満の子どもに限っております。これ以外の成人に対する接種はあくまで個人の判断に基づく任意接種であり、原則として自己負担、もしくは事業主の対策として負担すべきものと考えているからでございます。2つ目の理由としましては、これらワクチンはA類疾病のような接種の努力義務はなく、予防接種法のB類疾病、B類の感染症に分類されております。これは個人の発病・重症化予防を重点目的とした予防接種でありまして、重症化予防など一定の効果は認められている一方で、感染そのものを完全に防ぐものではなく、効果も限定的であるという点でございます。特定の職種に限って接種費用を助成、補助することが感染拡大防止策としてどこまで有効であるかについても、判断する知見はもってございません。専門家が議論を尽くした法の定めに沿った運用が基本だと考えているからでございます。事業所にはこれまで同様、感染症予防のための対策の徹底について今後も引き続き注意喚起を行い、予防接種に限らず、感染拡大防止対策をお願いして参ります。2点目の質問であります町外に在住の従事者への接種補助についてでございますが、今ご答弁申し上げたとおり事業者や従業員のご判断で接種していただきたいと考えております。それぞれの居住地で補助があるのではないかと思いますので、活用していただきたいと思っております。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 回答ありがとうございます。はじめにちょっと少しだけ説明をさせていただきます。はじめに感染症の原因とワクチン効果とあと結果、これについて簡潔明瞭に話させていただきます。町内のワクチン接種の助成対象が重症化リスクの高い若年層、高齢者、機能障害のある方に限定しています。それは命に関わる大事な助成と思えます。インフルエンザは季節性のものであり、流行り始めると短時間に多くの人へ感染が広がります。インフルエンザはA型とB型があります。最悪の場合には2回も罹ってしまうことがあります。国内の研究によりますとインフルエンザワクチン接種の効果は施設に入所している65歳以上の高齢者で34%から55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止するとされています。自治体の医療費を抑える結果となります。現行のインフルエンザは接種すればインフルエンザに罹らないというものではありません。しかし、インフルエンザの発症を予防することや発症後の重篤化や死亡率の低下に効果があるのです。これがワクチン接種の効果です。一般的にインフルエンザ患者は空気感染であり、くしゃみや咳によって口から飛び出したウイルスなどの病原体が凄く小さな粒となり空中にふわふわと長く浮遊します。そのため同じ空間の中に長くいるほど感染の危険性が高まります。これが空気感染です。また、飛沫感染についてはくしゃみや咳により直接的に感染しますが、水

分を含んだ重い粒は通常1 mから2 m以内で地上に落ちてしまいます。飛沫感染の1番の対策は距離を取ることです。少しでも離れることで感染予防となります。もう1つ次に注意しなければならないのは、接触感染です。口からくしゃみや咳で手に付いた菌が、手から取っ手や食器に移り感染します。したがってマスク、手洗いは重要な感染予防対策の基本です。コロナ感染症についてもマスク、手洗いの感染予防に注意しなければなりません。新型コロナウイルスの時、まちからマスクが消えました。その時に備蓄用のマスクがまちから町民1人10枚ずつ配布されました。行政からの感染予防対策が行われました。まちも真剣に取り組んで予防対策をされていました。次にインフルエンザ感染症、コロナ感染症が発生すると人が密集する施設で拡大されます。そこで幼児センターや小学校、中学校等では学校を閉鎖することができます。しかし、高齢者と障がい者の入所者のいる施設においては施設を閉鎖することができません。インフルエンザ、コロナ感染症が5類であっても、施設内に発生すると感染者は重篤化する恐れがあります。現在、美深町で働いている福祉従事者は約200人です。入所者のいる福祉施設従事者の感染は免疫力の弱い入居者への感染リスクを高める恐れがあるのです。これは現場の意見です。インフルエンザや新型コロナウイルスのクラスターが起こった場合、規模を拡大させないための対応や重篤化リスクの軽減のための対策に追われます。私も現場を体験しております。本当に凄まじいです。現場では大変な思いをしております。そんな施設従事者を同じまちを支える一員として草野町長はどのように思われますか。お伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） どのように思われますかというご質問でございますが、特に新型コロナウイルスワクチン接種については高額な物なので名取議員が検討できないかという検討というか支援できないかということかなと思うのですけれども、そのお気持ちは重々分かります。先ほど述べました理由として、福祉従事者の職種だけを限定する助成については他の職種の従事者との公平性の観点からも行政としては慎重であるべきと考えている部分もございます。ご指摘のとおり福祉施設のスタッフの接種費用を自治体が助成することについては先ほども申し上げましたけれども、B類の疾病であること、また任意接種であること、必ずしも入所者の感染防止に直結するとは限らないという点を踏まえて直ちに全面的に支援を決定するには行政としての慎重さが求められるのかなと思っております。特にB型疾病でございますので、個人の発病、重症化予防に重点を置くワクチン接種でございますので、自分が移らないためのワクチン接種となっております。移さないためという部分については先ほど申し上げましたけれども、非常に危険がないといえますか、エビデンスの蓄積と現場での実証が必要であり、美深町としてはそれぞれを判断することは

すごく難しいのかなと思っております。また福祉従事者のみならず医療の現場、保育の現場、学校現場といった他の現場との公平性の観点からも財源配分の適正化を見極める必要があるのかなと思っております。そういう意味で支援でなくて検討いただけないかというご質問に至ったのかなと判断しているところでございます。繰り返しになりますが子育て支援としての高校生までの子どもについては町独自でワクチン接種の助成をしておりますし、施設入所者の多い持病などをお持ちの60歳から64歳の方、さらに65歳以上の方については定期接種としてワクチン助成を行っておりますので、接種を是非検討していただき発病予防や重症化予防に努めていただき、感染拡大を防いでいただければと考えております。福祉施設、高齢者、障がい者の福祉施設については閉鎖できません。議員のおっしゃるとおりかと思えますけれども、各施設で感染症が発生した場合、今業務継続計画を策定しております、これまでも感染症が施設内で発生した際も業務継続計画に基づき対応を行っていると同っているところでございます。ワクチン接種のみでなく、様々な対応で施設の感染症対策に取り組まれており、これまでも何度か施設の感染症の発生がございましたが、施設内の対応で終結されている状況であるということでお聞きしているところでございますので、どうか予防接種についてはそれぞれの事業所、先ほど補助のあるところと無いところがあるとお話されていましたが、事業所で是非検討していただければ有難いかなと思っております。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 町長のいうことも本当に大変わかります。しかし、福祉施設の管理責任それだけではなくて行政としての福祉施設を守るという責任と役割、これを考えていかなければならないと思います。先ほど回答いただきました1番についてですが、今のところやることはない、直ちにやることはないというようなご回答でございました。問題は受けたい福祉従事者が受けられないことです。ワクチン接種、インフルエンザのワクチン接種、3,500円、コロナワクチン1万5千円と高額な費用のため経済的負担で受けられない福祉従事者もいます。受けられる環境づくりを整えてほしい。助成があることで選択できる環境があれば安心して感染症と戦うことができるのではないのでしょうか。例えば、例えばですが、福祉従事者は重症化リスクの高いワクチンを打たなければならない人ではありません。しかし打った方が良い人たちです。高齢者に助成しているインフルエンザワクチン2千円のその半分の千円、コロナワクチン助成7千円の半分で3,500円の支援をしてもらうことで経済的負担も軽減されます。高齢者と同額の助成は難しいということは非常にわかります。行政の支援で救われる命もあるのではないのでしょうか。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 新型コロナ1万5千円、インフルエンザ3千円ですか、3,500円でしたっけ。3,500円ですか。それらの部分についてやはり個人の判断でそこに個人の判断というものの接種が出てくる以上、なかなか支援があるから必ず全員受けてくださいとお願いすることは可能ですけれども、全員受けることにはならないと思うのですよ。受けない人も多分いるのかなと思います。その辺、慎重に対応していかなければならないのかなと思います。今、例えば全額ではなくて具体的な金額も上げていただいた部分がございますけれども、限られた予算の中で今単独で高校生までの医療費の支援、さらに色々なワクチンの接種支援など財政出動が増加する一方でございます。そういった部分にも目を向けなくてはいけないのかなと思ってございます。何と言いますか、任意接種ということで法的な位置づけが限定的であるということで本当に自治体として義務、強制力が弱いというところがちょっと調整しづらいのかな。したくてもしづらいということに成るのかなと思っていますところでございます。検討しなさいというようなご質問に戻るのでございますけれども、今先ほど行政としては福祉現場だけではなくて、高所対処の視点を持って考えていかなければならない部分もあるのかなと思います。福祉施設の現場と働く方々の健康と安全を守るというのは、やはり同じように考えていることでありまして、入所者の生活を守る総合的な対策として慎重かつ透明性の高い検討を進めていく必要があるのかなと思っておりますので、検討はしないとは言っていません。それで他の市町村の状況、そしてこのやはりこの一番引かかるのはB類疾病というところ、これがやはり一番簡単には行かない部分なのかなと思っております。インフルエンザワクチンについては、以前から強制ではございませんけれども福祉事業所においては従事者に接種をお願いしている事業所が多く事業所の職員の多くの方が接種して根付いているというような事業所の現状にあるということで伺ってございます。コロナワクチンについては新しいワクチンでもあり、先ほど言ったとおり補助がない世代では1万5千円、費用が高いということに加えて、やはり従事者の非常に副作用の心配ですとか、ワクチンを接種しても発症する可能性があるということで、重症化予防効果の方が大きいとされているなどからなかなか接種されていないというような状況もございます。名取議員からも200人の方々さらに行政としては、先ほど言いましたけれども医療現場、教育現場さらに保育の現場の他、色々対面する関係する現場もこの他にもございますので、そういった職場との公平性の観点からもちょっと慎重に見極めていく、検討が必要なのかなと思っていますところでございまして、私も個人的には何とかならないのかなと検討して担当とも相談したのですけれども、やはり先ほど申し上げたとおりB類の疾病だということが1番のネックになっているのと、他の現

場との公平性、そういった部分もございますし、財政は何とか捻出すればできないこともないのかなと思いますけれども、今色々な部分で財政出動が増えてきておりますので、これが恒常的となると臨時的の場合と恒常的の場合と1つ支援すると簡単に辞めることにはならないということで、本当に慎重に今後とも検討していく必要があるのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 自分は福祉従事者のことだけを今言っているのですが、町長からしてみれば福祉従事者もそう、あるいは医療現場、保育現場、色々なところでそういう問題を抱えているというそういうお話、町長のお話はよくわかります。しかし、私は今この現場の声を届けています。それは福祉現場の声を届けているのですね。なので、色々な声があるのもわかりますが、とりあえず福祉現場の声として聞いていてください。よろしくお祈いします。福祉従事者にはインフルエンザとコロナ感染症等にまず罹らない、あと移さない、持ち込まないことが大切です。事業所と従事者と行政と医師、協力により福祉施設あるいは美深町の福祉財産を守らなければならないと思います。ソーシャルワーカーは命を懸けた業務です。ソーシャルワーカーの中には福祉従事者が入ります。感染に罹った人から逃げることができない。そういう業務です。令和2年からのコロナ感染症拡大時期に福祉従事者の業務の中で感染してしまう。命を懸けた業務をしている福祉従事者に助成をしないということは考えられません。行政からの助成が福祉従事者にも必要と思います。最後になります。福祉従事者は自治体にとって重要な福祉財産だと私は思います。行政の役割はいかにして福祉財産を守っていくかが重要と思います。この目的のために福祉従事者の環境づくりとしてワクチン接種の助成を是非検討していただきたいと思います。今後、新たな感染症が発生する可能性が考えられます。行政としても感染症対策を続けていかなければなりません。その礎として今回のワクチン接種の助成について行政は取り組むべきだと思います。最後の質問です。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 福祉現場の声を届けているということと、助成しないということとは考えられないということではっきりとお言葉をいただいたわけでございますけれども、福祉現場の従事者の方もいますし、福祉現場の事業主の方もいるのかなと思いますし、今B類疾病なので接種の努力義務がないというようなことで、そういう中で福祉の事業所では予防接種に対して補助を行っている場所もございますので、福祉現場の声をまずは事業主さん、事業所さんの中で検討していただくのが先なのかなと一面には捉えております。町としてはあくまでもこれは事業所の判断で今現時点の予防接種法の位置づけからも実施

されるものなのかなと思いますけれども、助成をしないことは考えられないという部分でございまして、そうであれば国なり他の市町村も助成しているところがあるのかなと思いますけれども、今のところ担当の方で調査したところなかなか他のまちでこういった形で国以上の助成をしているところはほとんどないような状況になっておりますので、最後の質問ということですので、国や他の自治体等の今後動向を見極めながら福祉現場で働く方々のやはり命を守りつつ入居者の生活を守るという総合的な対策で慎重かつ透明性の高い検討を今後できたら良いのかなと思っていますけれども、先ほど申しましたとおり背景としてのものが感染リスクを抑制するという部分より、自分のワクチンによって自分の身を守るというそういった趣旨であるB型疾病ということの基本になっておりますので、この辺も十分ご理解をいただければと思います。名取議員が現場の声を強く申し上げている部分については重々承知したところでございます。以上で答弁といたします。

○4番（名取明美君） よろしく願いいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で4番 名取君の質問を終わります。

次、3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） それでは一般質問に入らせていただきます。項目は 産業。件名につきましては、畑作物における輪作体系の再構築についてです。午前中の藤原議員と重複するカ所もあるかと思いますが、ご答弁よろしくお願い致します。それでは質問の要旨を述べさせていただきます。近年、美深町の畑作物における作付面積は、農務課の営農実態調査計によると、従来の当町の畑作主要品目である馬鈴薯・小豆・甜菜等の作付面積が大きく減少し、小麦・そば・かぼちゃが畑全体の9割を占めている状況にあります。具体的な数字を示しますと平成15年度に馬鈴薯118ヘクタール、小豆106ヘクタール、甜菜149ヘクタールの作付面積が令和5年度には、馬鈴薯25ヘクタール、小豆2ヘクタール、甜菜36ヘクタールと減った一方で小麦309ヘクタール、そば486ヘクタール、かぼちゃ392ヘクタールとなり増加している現状であります。この原因といたしましては、農村地域における慢性的な課題であります農業者の高齢化と担い手不足による労働力の減少と物価高騰に伴う肥料価格の高騰が挙げられております。さらに甜菜におきましては、国の経営所得安定対策の見直しによる交付金の減少により作付意欲の低下が顕著であり、当該3品目の作付面積が減少の一途を辿っている一方で、農業者の高齢化や労働力不足により機械収穫で労働力不足を補うことが可能な小麦やそばの作付が増加しております。かぼちゃにつきましても高収益作物ではありますが、美深町農業の所得の柱として欠かせないことから、収穫作業の負担は一部助成していただいておりますが、土地利用型の品目として作付けが急激に増加した経緯にあります。結果従来の主要3品目が大きく減少し、

小麦・そば・かぼちゃに偏った輪作体系となり、小麦につきましては立ち枯れ病、かぼちゃにおきましてはホモブシス根腐れ病といった連作障害が起因と思われる減収圃場が発生しております。特に当町の主力であるかぼちゃにつきましては、連作による収量減少や疫病による腐敗などが近年多く見られており、今年につきましても9月の収穫期において雨が多かったことから腐れが発生している生産者も多く見受けられます。この影響は農業収入が大きく減少することはもちろん、美深町として産地の信頼を失われることにも繋がる恐れがあります。このことから連作を回避する施策を実施し、連作障害の発生リスクを抑え、さらに近年多発している集中豪雨や高温などの気象災害にも耐えうる持続可能な生産体制の確立は美深町の畑作における最重要かつ喫緊の課題と考えますが町長の考えをお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 中瀬議員の畑作物における輪作体系の再構築のご質問についてご答弁申し上げます。現在、当町における畑作物につきましては、中瀬議員のおっしゃるとおり作付けの主流が従来の小豆・馬鈴薯・甜菜から現在は小麦・そば・かぼちゃに代わって参りました。その主な要因としても概ねご質問のあったとおり、労働力不足、さらにかぼちゃにおいては収入の確保にあると認識しているところでございます。このことにより、現在の美深町における畑作物の生産においては、主にかぼちゃと小麦の2品目によって圃場が回されており、輪作物が限定的であることから近年は病害の発生が見受けられているとの報告を受けております。過日も開催いたしました令和7年度農業振興懇談会においても生産者から同様の報告とその対策についてご要望を受けて来たところでございます。さらにJA北はるかさんから令和8年度の新規事業として輪作体系の構築が施策の優先事項とされているところでございます。なお、作況調査や報道によりご承知のことと思われませんが、本年度から連作障害を防ごうと3戸の生産者がブロッコリーの栽培をはじめ、支援している所でございます。私としましても、美深町の基幹産業であります農業の持続的発展のためには輪作体系の再構築は喫緊の課題と捉えているところであります。過去、輪作体系を維持する施策として平成21年度から輪作に対する補助を町単独予算で毎年約800万円程度実施し、一定程度輪作は定着したとの判断から平成27年度をもって終了し、以降令和3年度までは規模を縮小し、がんばる美深農業！畑作支援事業に組み込んで実施してきた経過がございます。輪作体系の構築は土壌の栄養素の均衡を保ち、病害虫の発生と雑草の繁殖の抑制が図られ、農業所得の確保に繋がります。まちをはじめ指導的立場にあります農業改良普及センター、生産者を取りまとめておりますJAでは輪作を推進していく事は必要という認識で一致してございます。最も肝心なことは生産者の皆さんが理解

と努力を持って継続的に輪作を実施していただかなければ解決しない課題でございます。60戸ほどかぼちゃの生産者が町内にはございますけれども、その多くの方々がやはり疫病予防、かぼちゃの品質を維持していくというような同じような共通認識でみんなで輪作体系に取り組んでいただかなければ解決できない課題であります。一部の生産者だけがやればいいというものではないと思っていますので、その部分を是非ご指導いただければ有難いなと思います。藤原議員に対する答弁の中でも申し上げましたとおり、地球温暖化による気象条件の変化に伴う新規作物の導入については、一部の民間機関では少しずつ始まっているようでございますが、国・道の調査研究機関ではまだ本格的な取り組みには至っていないとお聞きしております。本町においても検討する時期が来るのかもしれませんが、作物の転換は一朝一夕にはいくものではございません。まずは今できることを確実に実践していただければと考えているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 町長の同じ課題を持っていただけているということは大変心強いところであります。また答弁の中にあつた、もう少し深く聞きたかったのが生産者の理解と努力というのは、今どういったところが求められているのかなというところを改めてお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） やはり先ほどもありましたように美深ブランドのかぼちゃ、この部分がやはり先ほどご質問にもございましたけれども、傷んだりした時にはお客さんの方からお客さんといいますか、産地の信頼が失われるというようなご質問ございましたよね。そのとおりでございます。しっかりとブランド力を高めていただくことが大変なのかな。みんな共通認識を持ってこの疫病予防、そして俗にいう風乾ですか。乾燥等もしっかりして品質を維持して長持ちするかぼちゃの生産、早出しもありますし、遅出しもあるのかなと思いますけれども、かぼちゃの農家が一部しか取り組めないのに支援してもこの問題は解決されないのかなと思いますので、皆さん生産者、生産団体上げてみんなで取り組んでいくというそういった対応でないとなかなか支援もしづらいのかなと思っていますので、支援しやすいような体制を生産者JAとともに進めていただければ有難いなと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） そうですね。一部というよりは全体というお話も十分分かるお話ですし、先ほどのお話にもあつた疫病だったのですが、疫病自体は出てしまった圃場についても次年度もまた出る可能性の高い病気でして、連作がより利かなくなっていく病気で

もあると僕の中では認識しているのですよね。そういった中でかぼちゃ部会やそういった生産者の中でも同じことは言えるとは思いますが、その疫病に対する対策も僕の方では連作の利かない病気だと思っているので、そこも踏まえて町長のお考えをもう少しお聞かせください。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 基本的に過去にも畑作振興の中で輪作体系の維持支援事業を行ってきた経過がございます。その時と今とはちょっと違って、その時は本当に基本的な輪作体系を作っていくといったことで小麦・小豆・甜菜・馬鈴薯・葉菜類にかぼちゃ、さらに緑肥も加えて全体で取り組んでもらおうというようなことでの要件を付して進めてきた経過がございます。最終的にはがんばる美深農業で令和3年度まで続けてきたところでございます。基本的に疫病云々対策というよりも農業の畑作の基本中の基本と言いますか、輪作体系同じ圃場で作物を決まった順番で入れ替えて栽培する仕組みを構築するというような様々な効果、土壌の肥沃度、土壌環境の改善ですとか病虫害、雑草の抑制、そして経営リスクの分散ですとか収益の向上、作業の分散、労働の効率化、地域環境、持続性の向上、そして一番大切な品質・収量の安定ということで、ここで土壌病害や連作障害による収量低下を回避するというようなことで輪作体系は単なる作付けの順序の変更でなく、土壌改良や病虫害の管理、収益安定、作業体系の改善、そして環境保全を同時に達成する1つの農業戦略と捉えてございます。これは議員が農業者なので十分にわかっていることかなと思います。そういった意味で輪作体系を構築していくと、ひいては連作障害・病害予防に繋げていくのだということで支援していく考えでいるところでございます。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 分かりました。そうですね。平成21年から令和3年までその幅広い輪作維持に向けた支援を行っていらっしゃったのは勉強もさせていただきました。その中で今回の輪作体系の再構築に向けた質問というのは、先ほど挙げた小豆だけではなく、でんぷん、原料用馬鈴薯やブロッコリーといったその機械作業に向けた輪作体系を新たに再構築するというものに向けて質問させていただいたということと、あと農協からもJAからも要望あっただけではなくて、11月の27日先ほど町長もおっしゃっていた農業者の懇談会でも要望があったとおっしゃっておりました。これは多くの生産者から挙げられている声でもあると思うのですよ。その中で今、JAが主体となってこの3品目、小豆・でんげん馬鈴薯・ブロッコリーといったその品目を限られたというか絞った中で連作対策や輪作を再構築していこうという要望が強い中で、町として前向きな施策というのを僕の方からもお願いさせていただきながら、最後にこの施策や取り組みに向けてどのよ

うに進めていくか町長から最後に答弁いただいて一般質問を終了したいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） かぼちゃの連作障害がやはり一番の大きな課題の1つなのかなと思っています。令和7年度ですね。美深本所で扱うかぼちゃは北はるか全体の82%約7億2千万円ほどの取り扱いということで非常に大きな販売を占めているのかなと思っています。でんげん馬鈴薯・小豆・ブロッコリー等々JAさんからの要望については確かに受け取ってございますし、さらに生産者団体等々との意見も踏まえながら、新年度予算編成に向けてこの部分については町だけではなくて、JAそして生産者も一体となって進めていくというような施策になるかなと思っています。制度設計等については、まだ協議可能かなと思っていますので、あとはうちの方は農務課担当の方でJA担当者、そして生産者とともにより良い、そして効果のある輪作体系の支援でないと町の財政出動する以上、しっかりとこの部分は応援できる体制をお互いに作っていただければ有難いなと思っていますし、何とか美深ブランドであったかぼちゃ、これを維持していくためにも是非ご指導いただければ有難いと思います。

○3番（中瀬亮太君） これで一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 以上で3番 中瀬君の一般質問を終わります。これで本日の一般質問を終了させていただきます。

◎日程第5 議案第30号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第30号 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第30号 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案説明を申し上げます。令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として子ども誰でも通園制度が創設されました。この事業の設備及び運営に関する認可基準は、児童福祉法の規定に基づき、市町村が内閣府令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされておりますので、本格実施を前に認可基準を定める条例を制定するものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧くださいと思います。議案第30号 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。条例の制定にあたりまして、この条例の制定経緯について説明させていただきます。条例の名称にあります乳児等通園支援事業と申しますのは先ほどの質問の中でもありましたように、通称こども誰でも通園制度と呼ばれる新たな制度でございまして、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部等を改正する法律。これにより月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付でございまして、令和7年4月1日に制度化され令和8年4月1日から給付がはじまる事業でございます。この乳児等通園事業の実施にあたっては自治体の認可が必要であり、その認可基準については条例で定める必要があるというというのが、この条例制定の根拠でございます。条例の本則。1ページの本則をご覧くださいと思います。第1条に趣旨規定、第2条に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準と見出しがございますが、これを定め全2条からなる条例でございます。この第2条に定めます基準について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、これは令和7年内閣府で第1号の基準、これをもって本町の基準として定めようとするものでございます。附則に施行期日を規定しておりますが、公布の日といたしましたのは令和8年4月からはじまる事業に向けた事前の申請、許可手続きに備えるためでございます。2ページ意向に議案の資料としまして、認可基準とする令和7年内閣府で第1号乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、これを添付いたしましたので審議の参考にしていただきたいと思います。以上で議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第30号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。只今、議題となっております議案第30号は総務住民常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って議案第30号 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第6 報告第8号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第6 報告第8号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長、副委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに総務住民常任委員会の報告です。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告します。調査日は令和7年10月27日、調査事項、有害鳥獣による被害状況について。調査内容、①被害の状況。②住民に対する情報提供と注意喚起の方法。③町内における駆除活動の状況。調査方法は聞き取りです。4ページの主な質疑の紹介を致したいと思います。猟友会の状況は町内2団体で各6名、ほかに罨免許取得者2名（熊の取得はなし）の計14名。アライグマの駆除に使われる箱罨は講習会の実施後、参加したもののみ許可しております。熊発見場所に注意喚起の看板を設置していますが、併せて生態に対する情報（時間帯、給餌の厳禁、音の発生等）も必要で、野生動物の特性を学び、被害にあわないようにするための講習会などの実施、空き家に入り込む野生動物の対策、カラス、ハト等の鳴き声の騒音など多岐にわたったが、今年9月施行の緊急銃猟は準備中の報告があった。現状では警察官職務執行法での対処になるが課題も多い。次のページ。調査のまとめ。有害鳥獣による被害状況は主に農村地区の農産物被害状況（美深町農務課）からの状況から捕獲数を算出し、鳥獣捕獲計画（令和6・7・8年）により駆除の目標数を定めている。有害鳥獣被害に対する補助制度の活用による電気牧柵、箱罨などの設置のほか、猟友会に駆除の依頼を行い、被害額の減少を目指している。今後、農作物の被害だけではなく、町民の安全確保のための様々な対応強化を図りつつ、野生動物との交通事故情報や熊の出没情報など、町民の危機意識向上のための情報提供が必要となる。自然豊かな美深町における野生動物の生活圏の線引きが求められるとともに安心な生活圏確保と安全に暮らすことができる環境整備のため万全の対応を求めるものです。次のページは資料1として令和4年から6年までの農作物の被害、次のページにおいては令和4年から7年の駆除活動の状況を添付しておりますのでご一読ください。以上で総務住民常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（南 和博君） ただいまの委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ次、産業教育常任委員会の報告です。

6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） それでは産業教育常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告いたします。調査日は令和7年11月5日。調査事項は美深農業の現状と課題について。調査内容①農地利用の地域計画から予測される遊休農地対策について。②担い手育成支援の取組について。③新規就農者の受け入れについて、調査方法は聞き取りとして、調査内容の報告は書面に代えさせていただきます。調査のまとめ。「地域農業経営基盤強化促進計画」は10年後を目標として国の方針に基づいた美深町内の農地利用計画であるが、令和4年度から交付対象水田の見直しによる国の政策として実施されている畑地化促進事業により、令和9年度から交付対象外の農地が発生し、その後は取り組みの減退で遊休農地が増える可能性が予測されるため、農業情勢の変化を的確に捉え、できる限り後手に回らないように対策していく必要がある。さらには今回調査において将来像として挙げられた高収益作物や施設野菜の振興と法人化や共同経営の形態移行を安定した魅力ある美深農業の将来ビジョンとして構築していくことが今後の重要な課題と捉える。少なくとも現状の農家戸数を維持するには新規就農者の受入増加が望ましいが、現行制度上、応募があっても就農先がない状況では前進する見込みがなく、条件改定の必要性和合わせ、農業体験実習生の確保に注力すべきとの意見が出された。各農家の意向も地域差がある現状にあっては、策定した地域計画をもとに各農村地域と美深農業の将来ビジョンを共有し、全体的な視野に立った担い手確保のためのシステム構築が必要である。従来の担い手育成支援では、毎年出展している就農フェアにおいて、経営移譲希望者がいない状況では受け入れができないため、地域内での受け入れ体制整備の必要性が出されたが、各地域が担うには地域の実情などの調整に難があると推察され、まずは農業体験実習生の受け入れ待遇の見直しと募集パンフレットの刷新による募集強化で農業従事者の裾野を広げることが担い手確保に繋がるものと考えられる。しかし、繁忙期のみならず通年での体験プログラム組み立てや実習後の就農先確保など課題は多く、各農家との協議を重ねていかなければならない。また、パートナー対策においては、令和7年度は年代別のイベント開催を予定するなど新たな手法を模索し、その成果に期待するところであるが、現実的に町内対象者の意識がどこにあるのか、結婚観や人生観を含めた実態調査は必要と考えられ、趣旨としているきっかけ作りも現状分析をもとにした婚活事業の在り方を研究すべきである。資料と致しまして地域計画の区域の状況を載せてありますのでご一読ください。以上、産業教育常任委員会の所管事務調査の報告を終了いたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員会報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。以上で本日の日程を終了しま

したので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時10分

令和7年第4回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和7年12月10日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第31号の提案説明
- 第 3 議案第32号の提案説明
- 第 4 議案第33号乃至議案第38号の提案説明
- 第 5 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 木下 広 悠 君 | 2番 望 月 清 貴 君 |
| 3番 中 瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君 |
| 5番 欠 員 | 6番 田 中 真奈美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9番 和 田 健 君 | 10番 荒 川 賢 一 君 |
| 11番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 町 長 草 野 孝 治 君 | 副 町 長 川 端 秀 司 君 |
| 総 務 課 長 中 江 勝 規 君 | 企画商工観光課長 小 野 勇 二 君 |
| 住民生活課長 桜 木 健 一 君 | 保健福祉課長 小 林 一 仙 君 |
| 農 務 課 長 内 山 徹 君 | 建設水道課長 中 林 秀 文 君 |
| 会 計 管 理 者 中 村 稔 君 | 保健福祉グループ上席主幹 和 田 政 則 君 |
| 総務グループ主幹 青 木 吉 信 君 | 企画グループ主幹 渡 辺 善 美 君 |
| 経済産業グループ主幹 前 田 直 久 君 | 生活環境グループ主幹 川 端 健 君 |
| 税務グループ主幹 中 野 浩 史 君 | 農業グループ主幹 加 藤 保 昭 君 |
| 建設林務グループ主幹 田 畑 尚 寛 君 | 水道住宅グループ主幹 町 屋 英 雄 君 |

◎教育委員会

教 育 長 杉 本 力 君 教 育 次 長 大 堀 裕 康 君
教育グループ主幹 元 岡 友 之 君 教育グループ主幹 前 田 貴 也 君

◎農業委員会

事 務 局 長 内 山 徹 君

◎監査委員事務局

代 表 監 査 委 員 欠 員 事 務 局 長 竹 田 哲 君

◎議会事務局

事 務 局 長 竹 田 哲 君 事 務 局 副 主 幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（南 和博君） 日程第1 一般質問を昨日に引き続き行いますが、一般質問の状況をインターネットに録画配信するため、議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。

それでは6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） それでは一般質問をはじめます。項目は行政。件名 町の賑わいと活性化について。質問の要旨を話します。今年に入ってから美深町の商店の閉店が続く、メインストリートである国道沿いの商店街はシャッターが閉まっている店が増え寂しさも増し、重ねて空き店舗も増える中で、解体が進まず空き店舗利用がなければ、そのまま朽ちる危険家屋も増えていく懸念もあります。閑散とした商店街、町内で買い物ができなくなっている状況のため、次のことをお伺いします。1、町の景観と商店街の賑わいを取り戻すために、美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例と併せて美深町商工業担い手支援条例の見直しと拡充の必要があると考えるのがいかか。2、地域おこし協力隊の可能性を活用するため、募集の考え方を改めて検討し、移住定住へ繋げる取り組みや空き店舗の利用促進をする考えはないか町長に伺います。よろしく申し上げます。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 田中議員の町の賑わいと活性化についてご答弁申し上げます。1点目の商工業関連条例の見直しや拡充につきましては、先月、美深町商工会から新年度予算等の要望を受け、空き地・空き店舗の取得費用や増改築費用の負担軽減を図るため、補助割合と補助限度額の引き上げが要望されておりました。現在、具体的な見直しについて、実務者レベルで商工会と協議を進めている最中でございます。美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例につきましては、令和5年度から令和8年度まで時限条例として制定されております。物価高騰などを考慮した見直しも必要かと思っておりますし、目的を果たす内容を検討しているところでございます。美深町商工業担い手支援条例の改正につきましては、具体的に新規開業を考えている方の背中を押せる制度として、今後も商工会等と協議をして参りますし、経営継続支援に加え住民の暮らしを支える取り組みであるという点でも大

切な制度と認識しているところでございます。次に2点目の地域おこし協力隊につきましては、令和7年度は提案型で新たに3人を採用し、現在はチョウザメ飼育とチョウザメ・キャビアPR活動を担う隊員を募集している最中でございます。次年度は移住・定住に繋げる取り組みや、店舗活用型というのでしょうか、空き店舗の利用促進に取り組む人材の募集について検討を進めているところでございます。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 快適な住まいづくりと商工業の振興条例については町長の方でも色々お考えいただいているということで、商工会の方でもそういうお話があったということでちょっと安心しているところではあります。やはり町長もおっしゃっていましたが、どうしても物価高騰で解体などの費用がかさむ、それから今新築を建てる方よりも、どうしても改築を進めるの方が増えているということも町の様々なお話から伺っているところでございます。やはり空き家問題に関しましても今後どうしても考えていけないといけない取り組みになってくるなと思っているので、時限立法ではありますので、こちらの今の改定というのは難しいと思いますけれども、今後各団体や職員の方々とお話しただいてお考えいただきたいなと思っております。それで担い手支援条例の方につきましても、美深は各自治体から見ても早くこちらについてはとり進めているなと思っておりますし、補助についても充実している方だなとは思っていますが、先ほどの町長からのお話もあったように新規事業をするのに考えられているメニューであるなと私も捉えております。メニューにつきましては、事業継承を目的としているものもあるのですが、ちょっとお伺いすると経営安定補助金だったり、人材育成の方にも使われたりとかされることも多いと。チャレンジ事業の方とかもちょっと見させていただいた中で、やはり技術の習得や何かで研究をされたりとかする部分、ちょっと細かいところなのですが、本当にこのパーセントとか限度額が妥当かなというところもちょっと考えるところがあったりしますので、ちょっとこちら今一度中身の方をもう一回ご検討いただけたら嬉しいなと思った次第です。それと新規だけではなくて、経営継続の支援の中で少しお話をさせていただきますと、こちらその今後美深町はどうしても小さい店舗が多いなという印象があるのですね。継承していくというよりもあともう少し何か補助をしていただけたらもう少し続けていけるのではないかなと思っている部分がありまして、例えば自分の今使っている備品だったり何だっだったりもう古くなってしまって、そちらを更新できればもう少し商店が持続していくのではないかと、収益を上げることができるのではないかというようなお店を継続していく補助金をもう少しちょっと考えてみてはいかがかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 経営計画の支援の云々ということでご質問をいただいたところでございますけれども、商店街のちょっと参考までにお話いたしますが、商店街の担い手支援補助や町の支援制度を利用してこの平成26年の条例制定以降、手元の資料によりまして新たに28件ほどこれ以外も農業関係の補助も入れて28店舗ほど新たに新規開業、異業種進出というような状況になっております。冒頭ご質問ありましたけれども私が町長に就いた令和5年からこれまで私の手元の資料では16店舗が閉店されたというような状況になっております。令和5年・6年はそれぞれ4店舗ほど、これは主にお亡くなりになられたり、高齢で跡取りさんがいないという形で閉店されたのが5年・6年と各4件ほどあったのですけれども、ご承知のとおり令和7年度に入りまして8店舗ほど倍増してございます。この理由も主にお亡くなりになられたという方と高齢で後継者がいないなどで店をやむなくシャッターを下ろすということで、特に冒頭お話ございましたけれども大通りの商店街、本当に憂慮しているところでございます。このような言い方をしてどうかと思うのですけれども、本当に大通り商店街の緊急事態宣言なのかなといったように感じているところでございます。そういった中で冒頭お話ございましたけれども美深町の担い手支援条例、また新規店舗の改築、そういった条例等については管内、全道でも先進的な事業、美深町においては農業の担い手支援、さらに商工業の担い手支援という形で両睨みで支援策を講じてきました。ここの部分は全道各地から、道外からも議会の視察、また自治体の視察等もあるということで先進的な事例として、これまで認められてきた部分なのかなと思っております。そんな中で既存店舗に継続支援を考えることによって、さらにシャッターを閉じずに済むのではないかなというようにご質問をいただきました。また、実は今の商工業の担い手支援条例と快適住まいづくりの商工業の振興条例、これ様々な部分で支援内容をちょっと改めて認識を深めたところ、今それぞれ経営安定補助金、あと建物、店舗を取得した場合の経営自立補助金ですとか、人材育成、従業員を雇った場合の2分の1以内の補助金ですとか、2年間継続して出されるものと店舗近代化では店舗の増改築ですとか、そういった部分の費用を改めて見てみますと全体でいくとそれぞれの部分で、例えば土地、店舗の取得費は20%以内になっておりますよね。そして店舗の増改築等も20%以内になっておりますけれども、総合的に経営安定とか総体的に見ますと全体で33%ほどの支援になっているのかなと思っております。また、例えばこの間の店舗の購入で1千万程度の部分が大体何軒かございます。例えば1千万円程度で店舗を購入して様々な施策を講じた場合、移住者への加算を含めると約45%ほどの支援になっております。さらに移住者加算がないとしても40%を超える支援率と全体的にはなっているのかなと思っております。具体的に

今商工会さんの方もそうですけれども、どこの部分をどのように見直したら、拡充したら背中を押されるような支援になるのだろうという部分については、実務者レベルでの協議はこれからだと思うのですけれども、私の方には直接こういった部分を見直してほしいというのはまだ伺ってございません。もし議員からそういった部分があれば、どこを具体的にやることによってさらに背中を押されるような制度に見直すことが可能なのかなという部分もご提案いただければ有難いなと思います。また、既存店舗の経営支援の考え方でございますけれども、その辺についてもまだ商工会等からも相談はございません。さらに実は現在新しく新規開業等を具体的な相談がまとまった部分とまだ相談始まった部分ということで、現在町内において4・5件ほど担当の方と相談しております。そういった中でこの支援制度について有難いというような声はいただいているのですけれども、具体的にここをもうちょっと見直してくれたら開店できるんだよね、そういった話まではそういった協議は今のところないと伺っているところでございますので、どうしたらさらに今の店舗を有効活用できるのかという部分もありますし、また今ご承知のとおり併用住宅、店舗兼住宅になっていますので、そういった部分もネックになる部分もあるのかなと思っています。あと令和7年度の空き家の部分の調査でございますけれども、昨年より7件増えて120件ほどになっております。そして、今すぐもし上手くマッチングして入居できるという住宅はほとんどございません。失礼しました。入居可能なのが12件ほどになっております。そして、古いですがけれども改修を進めて入居可能だというのが50件ほど、今年度の調査で出ているところでございます。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 町長の方からその支援率などをお教えいただきまして、そうですね、私の方でもちょっと色々調べて研究した中で、色々な話が今後進めていけたらいいかなと思っています。また、美深町で新規開業を考えている方が4・5件いらっしゃるということで、是非今後とも美深の町楽しいよと思ってくれるような方々が増えることを願うばかりです。今回はやはり美深の顔ともいえるような部分の国道沿いの商店街について私ちょっとピックアップさせていただいた次第です。やはりその美深町に来ていただいてバイパス道路や何かも進んでいるとはいえ、やはり私としては町内に車を走らせる観光客だったりとか、通り過ぎてくれる方がいればいいかなと思っています、やはりどうしてもシャッターが閉まっていると寂しく感じる、通り過ぎてしまう人もいるのではないかなと思っています。そこをやはり空き店舗を利用して何かをしたいという方々もきっといらっしゃると思うので、地域おこし協力隊の可能性についてちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、現在活動提案型としているところでありまして、美深町の地域おこし

協力隊の設置要綱も会計年度任用職員型となっている状況と伺っております。こちらを例えば自分で色々なことをやってみるための起業型の方に募集をちょっと広げてみるのはいかがかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 起業型に広げてみてはということで、まだ新年度に向けての地域おこし協力隊の部分については、今はまだ新年度に向けてチョウザメの部分募集してございます。新年度は先ほど答弁申し上げましたけれども移住・定住に繋がる取り組みや空き店舗の利用促進に取り組む人材の募集、検討を詰めてございますので、店舗活用型、提案型というイメージでいるのですけれども、起業型という部分も含めて担当とともに検討して参りたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 6番 田中真奈美君。

○6番（田中真奈美君） 是非よろしくお願いたします。何故私がこの起業型を推すのかという点につきましては、考えがありまして、やはり自分で色々なやりたいことを提案していずれ自分で事業主としてやっていこうと思った時に、やはり色々なことを自分で考えていく力がある程度ないと、本当に地域おこし協力隊として来ても何年後にまた違う新しい場所を求めてとになってしまうのであれば、美深にはこういう魅力があります、こういう楽しいところがあります、空き店舗を使いながら自分のやりたいことがありますということを深く強くPRした中で、自分のやってみたいことというのをよりやってもらいたいと思う気持ちがありました。そこでまた地域おこし協力隊が終わった時に新しい担い手とまた新しい人が来ることで、また新しい使い方というのが出てくるのではないかなと思っております。今の商店を取り戻していく、色々買い物ができなくなってしまったなどの問題とかもあるとは思っておりますけれども、やはり今後これからの世代に合わせたまちの在り方を考えていくのも手なのかなと思っております。ちょっと地域おこし協力隊については、今後また令和8年度に向けて色々協議をしていただくというお話をいただいたので、ここについては強くどうですかということにはならないとは思っておりますけれども、期待していますので是非考えを進めていただきたいなと思っております。ちょっとごめんなさい。続けて話をさせていただきますが、今実は美深自体がどんどん少しずつ形を変えていく時代がもしかしたら始まっているのではないかなと思っております。町長も子どもたちとの未来トークや何かを進めている中で、今の学生たちが望むものというのは、集まれる場所が欲しいとか遊べる場所が欲しいなどの要望を聞いたことがあると思うのですけれども、これを例えば今の国道沿いの空き店舗を利用しながらそういう集える場所も作っていただけるのではないかなと考えています。町の方がそれを進めると

いうよりもこれを今ある既存の商店に促してみても、新しいものをはじめるとか地域おこし協力隊が本当はちょっと今回の質問でもお話をさせていただきましたが、こういうところでこの地域おこし協力隊を上手く利用するとかって思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども令和7年度につきましては、3名提案型という形で任用してございますので、この方々が同様に先ほど起業型というようなことでお話ありましたけれども、提案型の形、また店舗活用型の形で募集することは可能かなと思っております。さらに地域おこし協力隊から空き店舗を活用してデザインカフェを開業された方もいますので、そういった部分上手くマッチングできれば可能かなと思っております。所有者、さらに関係する商店街と相談していくことも可能かなと思っておりますし、先日、住民自治福祉大会で新しい特別養護老人ホームなどの新施設の開設の中でもフリースペースというか、キッズスペース等を持った計画も持っているといったようなことで地域の方も利用できる施設があるのかなと思っております。その辺も踏まえて相談できる部分については関係者とどうだろうということで協議することも考えていければかなと思っております。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 是非賑わいが取り戻せるような話し合いがどんどん進んでいく事を私は望んでいます。今、先ほどもいいましたが形を変えていく時代が少しずつ始まっている気がしますとお話をしましたが、実はそういうのが本当は少しずつチャンスになっていけるのかなとも思っています。一番初めの快適な住まいづくりの方もちょっと今後お考えいただけるということも照らし合わせながら古い物を新たにゼロにしてみたり使えるものを新しい事業や店舗に活かしてみたりとか、あと地域おこし協力隊が次の事業を始めるための地盤作りをしながら美深を盛り上げていこうと思った時にそこにこの町民が集って楽しみ続けることで美深の関係人口ももしかしたら増えてくるかもしれないかなと思っております。その関係人口が増えることでその色々な人との出会いだったりとか、繋がりでもた新しいものが始まっていけるのではないかなとも少し考えています。余談にはなりますけれども、ちょっと質問の要旨にも書かせていただきましたが、買い物ができない状態になってきているということで交通弱者がいることも変わらないかもしれないのですけれども、そこでまた別の方法を考えるチャンスがあるかもしれないと考えております。結局今、買い物支援が美深町でもありますが、その別の方法で新しい風が事業として成り立つことを考えることも出てくるかもしれないとちょっと期待しているところであります。町に賑

わいと活性化ということについては、今回美深町の顔の1つである国道沿いの商店街について質問させていただいたところです。町長の話の中で美しく深いまちとおっしゃっている、これから先も今の若い子たちがずっと美深にいたい、ずっと美深で楽しんでいきたい、住み続けてよかったと思えるまちになれば良いなと私も考えている1人です。その中でやはり色々な話し合いを進めていきながらこれからは課題が出てくると思うのですが、きっと色々な話し合いの中で1つずつ課題も解決できていくと私は思っています。その中で安全・安心、優しいまちづくりを持続していくために町長は今後何が必要か、どうお考えなのかということをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほどの起業型の部分のお話もございましたけれども、私も実は上川町で銀行後ですとか薬屋さん後に地域おこし協力隊の方々が自らリフォームしてまちの賑わいの場所、案内インフォメーション役を担っているのも実際視察してきています。そういった芽に繋がっていきけるような人が協力隊等、協力隊に限らず核となる人が来てくれたら、また生まれてくれたら有難いなと思っております。買い物ができないとか、私的にはやはりここ急に買い物が不便になってきたのかというような部分は特に薬屋さんとか自転車屋さんがシャッターを下ろしたという部分は特にその部分では感じて、今年に入っての8店舗ほどシャッターを下ろされたということで、その部分についても先ほども申しましたけれども、憂慮しているところでございますので、何とも形を変えていくというようなお話ございましたけれども、そういう商店街、街中についてもそういう時代を迎えているのかなと今再認識させていただいたところです。今、安心・安全で優しいまちづくりということで、今、町民体育館の大改修工事をしてございます。これも長寿命化を図るということもありますし、災害避難所としても機能をしっかりと確保していくという部分もございます。そして来年度から始まります特別養護老人ホームそしてデイサービスセンター、さらにB型の支援事業所、そしてキッズスペース等も備えた部分、複合的な施設を整備するというのでそういった部分も今後安全・安心なまちづくり、優しいまちづくりの1つとして捉えて考えているところでございます。20年後・30年後を見据えたまちづくり、そして子どもたちが一旦学校を卒業して他のまちに住んだとしてもいずれ安心して戻って来れるようなまちづくりをしっかりと進めて、次の世代にこの美しく深いまちを繋げていきたいなと考えているところでございます。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） ごめんなさい。美深町は本当に良いまちだと、私思っています。これからも絶対楽しいまちになると信じているので、みんなで協力しながら美深町をいい

まちにしていけたら良いなと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で6番 田中君の質問を終わります。

次、1番 木下君。

○1番（木下広悠君） これより一般質問を行います。質問の要旨を読み上げます。項目
行政。件名 移住支援金を絡めた効果的かつ効率的な移住政策について。2025年4
月から移住支援金の要件が緩和され、受給資格に関係人口要件などが加わったことで、都
市圏に一定年数在住経験があり、直接的に転入してくる場合はリモートワークの場合など
を含めて受給要件を満たす状況となった。アップデートされた移住支援金制度及び移住支
援に対しての美深町の関わり方を今一度伺う。1、今後この制度を絡めて都市圏からの転
入者を増やしていく上で「根本的な自治体の魅力」「雇用の確保」「移住後の不安解消」
「広告展開」などの要素を確実に満たしていく必要があると思うが、現状での移住支援金
の利用実績は。また、現状の本町の移住支援体制に対する認識及び課題はどのようなもの
があると考えているか。2、都市圏の地方移住希望者が多いことは各調査でも明らかであ
るので、移住支援金を絡めた移住施策を考えると今後は都市圏に的を絞って積極的なPR
を展開しなければならないと考える。移住者を受け入れる要素を十分なものにした上で、
まずは美深町の存在を知ってもらうために都市圏で移住セミナーや広告により一層力を入
れていく考えはあるか。3、都市圏から地方に移住する不安を解消するのは金額の多寡が
影響する側面は大きいと考えるので、移住支援金の単身60万、世帯100万では心許な
い。移住支援金に独自に加算して支給を行っている自治体もあり、美深町においても移住
支援金に加算する考えはないか。よろしくをお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員の移住支援金を絡めた効果的かつ効率的な移住政策につ
いてご答弁申し上げます。1点目の移住支援体制に対する認識や課題及び利用実績につ
いてでございますが、美深町の移住施策につきましては、移住支援金の取り組み、移住体験
住宅を活用した取り組み、東京で開催されております「移住・交流フェア」への参加PR、
地域おこし協力隊制度の活用に加え、美深町商工業担い手支援条例や美深町快適な住まい
づくりと商工業振興条例による移住者加算や新規開業や事業継承の支援をメインに取り組
んでおり、さらに農業部門においては新規就農者等への支援に取り組むなど、幅広く移住
施策を展開していると認識しております。一方で現役世代の就労先が少ないこと、すぐに
居住可能な住宅が限られていることなどが課題と捉えております。移住支援金につしまし
ては、美深町商工会を通じての町内事業者への周知に加え、町のホームページで周知を実
施して参りましたが、現時点において移住支援金の利用実績はございません。次に2点目

の都市圏への積極的なPR展開につきましては、今年は東京で開催されました「移住・交流フェア」に参加しておりまして、担当職員と地域おこし協力隊が美深町のPRと移住相談を受けて参りました。美深町に興味を持ち、移住に向けた具体的な相談もございました。今後も東京を中心とした移住関連イベントへの参加を継続して参ります。広告展開につきましては、これまでも移住関連の雑誌やウェブサイトなどを利用した周知を実施しておりまして、今後も引き続き費用対効果を踏まえた広告展開を行っていく考えでございます。3点目の移住支援金の金額の件でございますが、移住支援金は引っ越し費用や新生活の立ち上げ資金など自由に使える一時金という性格を持ってございます。現行の金額、単身者60万円、世帯100万円、さらに18歳未満のいる世帯は加算額100万円ということになっていると思えますけれども、ここの部分については現行の金額はそんなに少ないとは考えておりません。また、繰り返しになりますが、美深町快適な住まいづくりと商工業振興条例では、新築工事や店舗の近代化、中古住宅取得補助という部分に移住者加算を設けて支援しているところでございます。さらに美深町商工業担い手支援条例による新規開業者や事業承継者への支援、美深町新規就農者等に関する条例における新規就農者等への支援も併せて行っております。こちらが移住施策のメインの事業でございます、移住支援金はこれを補完するものと考えているところでございます。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 答弁の中で農業支援であったり商工業の支援であったりと支援面、制度面で充実されているという印象は受けました。昨日の同僚議員の質問に対する教育長の答弁とも子ども支援においてもさらに美深町はやっているということであったりとか、町長とも一般質問において色々議論させていただいた上で、同じ少なくとも上川管内であったりとかそこら辺においては美深町の支援制度、制度面、遜色のあるものではないというようなお話も聞いております。なので根本的な自治体の魅力というところで引き付け得る力という点ではかなり満たされているのかなと思っております。答弁でも就労する場所の不足というところがありましたけれども、そこはかなり力を入れていただきたいと思っております。そこら辺はもうリモートワークの充実であったりとか都市圏においてそのような働き方をする人間、検討できる人間もかなり多いと思っておりますのでそこら辺を充実させていけば雇用の確保になるのかなと思っております。そして、移住後の不安解消と通告文にもございますが、お試し体験住宅、オンライン移住相談なども美深町は行っていて、そこら辺は満たされていて、あとは足りないのは広告展開での面だと常々この場で言っていて、自分でも辟易しているところはあるのですけれども、やはりそこが全てだなと思っております。いかに重要な高品質な制度を持っていたとしても、やはりこの例えによく使わ

せていただくのですが、最高品質のラーメンを提供するラーメン屋がありまして、やはり僻地に誰も知らないような状況であれば来るわけがないので、そういう意味では美深町もそういうような状況に陥っているところはあるのではないかなと思っております。質問したいのが美深町の先ほどの答弁でも東京での移住セミナーであったりとか、ウェブであったりとか、そういうところで広告・PRを行っていると思いますが、現状でまだまだPRする余地はあるのか、不足している部分はあるのかというような今後の展開も含めて現状のPRについてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 現状のPR、ホームページ等含めて移住体験住宅の活用のPRもありますし、移住交流フェアでのPRもございますし、地域おこし協力隊のPR、先ほど答弁いたしましたけれども、農業・商工業のそういった部分でのPRはございますけれども、これは実務者の方で作っている部分と私個人的な考えでの答弁にもなるかもしれませんが、ちょっと思ったのはターゲットを絞ってはどうかかなともちょっとその移住検討するであろう世代、当初、北いっしょで移住を展開したのはリタイヤ者を中心にターゲットを絞ってやったのですよ。という経過があるのでありますが、今は全般的に対象者にしてやっています。今、先ほど答弁の中でお伝えした部分でいくと、要するに住宅確保と就業機関のこれはミスマッチが長期的に続いているのかなというような感じを思っています。そういった傾向にあるのかなと思っています。ハローワーク、直近のを見たのですが、やはりほとんどが介護福祉の求人しかございません。ですから他の部分が果たして人が足りているのか、足りていないのかという部分は正直言って把握しきれていないのですが、やはり基本的には介護福祉の部分、そしてヘルパーさんとかそういった部分の人材確保、担い手確保が一番必要な喫緊に必要な状況なのかなと思います。そういう方を希望する方をターゲットにPRをするのですとか、ちょっと私が個人的に思ったのは例えば若い方、若年層にはデジタル媒体を中心に子育て世帯には教育ですとか、医療・保育こういった制度が美深町は充実していますよ。そういった部分を前面に出して絞ってやる手はないのかという部分とあと高齢者層にはですね、医療・福祉の部分とやはりここは自然、いっぱい自然に囲まれた町で空気もいいし、生活コストが本当に安定しているという物価上昇はありますけれども、住宅を借りるにしても日常の生活にしても生活コストが安定しているのと、やはり美深の売りは地域のコミュニティ、自治会ですとか地域のお祭りイベント、そういった部分が、機会がたくさんありますよと言った部分を逆に強調して、そういったPR展開ができないのかなと思っております。予算が取れば大きな広告予算をして一気に認知度拡大、例えばスポットのCMを入れるだとかそういうことも色々考え

られるのですけれども、個人的に考えているのはそういったターゲットを絞ってできないのかな。それとメディアですとか、イベントですとか、移住体験、オンライン相談窓口、これをもう少しわかりやすくバラバラではなくてわかりやすく連携してここの情報の出口と入り口といいますか、入り口と出口といいますか、一体型のそういう広告戦略といいますか、PR戦略そういったことができないのかなと考えてございます。この辺は担当とは相談してございませんので、担当は担当で新年度に向けて準備を進めておりますので、まだこの後予算編成に向けて詰めていければなと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 就労機関の少なさであったりとか、そこら辺はもちろん移住に繋がらない要素として大きいのかなと思います。ターゲット絞るというお話ありましたけれども、非常に的を得ているなと思います。その面で雇用の少なさという観点から先ほど申し上げたとおり、やはり今はリモートワークでパソコン1つあればどこでも仕事ができるような状況下にはございますので、都市圏においても若者、20代、30代の若者が移住希望するというような地方に移住したいというような考えを持ち合わせている比率が非常に高いというような調査もございまして、そこら辺をデジタル、リモートワークに明るいような若者を中心な広告展開を行えばなと思っております。そこにおいては美深町の就労状況であったとしても十分クリアできているので、ここにターゲットを絞って積極的なPRを行えば移住者もかなり増えてくるのかなとは思っております。先ほどの答弁ではまだまだPRする余地があるというような答弁だったと認識しておりますが、ウェブ的なものでもそうですけれども、まず移住セミナーですよね。美深町において、東京都市圏を中心とした移住セミナーということで行くと、先ほどおっしゃられていた東京の、まあ北海道ですね。北海道の移住交流フェアぐらいしか僕自身認識していないのですけれども、この東京で行う北海道移住交流フェアでさえ、毎年確実にやっているわけではないですよ。今年度においても確か2日間において開催されていて、1日だけの出店だったと記憶しております。他の近隣自治体でいえば、上川や下川なども出店していて、二日間において出展されていますので、ここら辺の貴重な機会に北海道移住交流フェアに東京を中心としたセミナーを絞っているのであれば、せめてここまで2日間出店していてもおかしくないのかなというような思いもありますし、東京においてはセミナー、移住セミナーまだまだ名の知れたものはありますよね。少し不足しているような印象を受けますが、そこについてはどうお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 北海道移住フェアは、直近では令和3年度から毎年開催されてい

ますので、また新年度も出店する予定でございます。ちょっと私、その1日日程、2日日程の詳細は手元にないので、その辺担当の方と詰めて先ほどもおっしゃいましたけれども、費用対効果出てくるようなそういった成果が出てくるのであれば、さらにこの移住交流フェアは東京だけではございませんので、他の部分も検討していく事も可能かなと思っております。昨年、参考までですけれども、全体の来場者が631人で美深町で相談した件数が12組ということで伺っているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） そうですね。今担当の方に聞けないですかね。どういう意見を持っているのか。そういうことにはならないのかな。まあできればいいのですけれども、とりあえず2日間にわたって1日目は出展されていない、上川町、下川町であれば直近でいうと近い自治体でいえば、そこら辺の自治体が2日間にわたって出店を行っているというようなものがございまして、さらには前年度においては確か参加されてなかったと記憶しております。なので、この貴重な機会、東京でのセミナーということでは北海道移住交流フェアのみ、そのぐらいしかセミナーを開催していない、セミナーで出店していないのであれば確実にそこは出店していただいて、さらには他の大阪、福岡、仙台ですね。現状、移住交流フェア行っていますよね。そこら辺においても状況も違いますけれども、東川町なんかは全ての都市で開催されておりますし、下川だったりとか何度も出てきますけれども、上川町であったりとか、3都市で移住交流フェアで参加されていたりとかそういったこともございますので、美深町を東京だけに絞っても開催されていない年があったりとか、そこら辺はちょっと寂しい、かなり消極的なのかなと思ってしまう。今後は是非力を入れて移住交流フェアに参加していただければなと思いますが、また改めて何か見解があればお伺いしたいのですけれども、ここについてどうですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 他町村の話は話で、お聞き致しますけれど、美深は美深として考えていきたいなと思っておりますので、令和3年度から令和7年度まで、昨年、令和6年度これは中川、美深、音威子府と調整して出店する予定だったのですけれども、ちょっと調整が上手くいなくて参加できなかったと伺ってございます。それ以外は毎年出店しておりますので、東京での部分、これをやはり中心に今後とも考えていきたいなと思っております。先ほど消極的ではないかとおっしゃいましたけれども、決してそういう気持ちではございませんので、ここの部分をメインに考えて参りたいと思っております。さらに費用対効果、ここによる成果等が上がってくれば、さらなるそういった交流フェアにも出店することも考えていくことができるのかなと思っております。また、もし担当者に聞きたいことがあ

りましたらこの場でなくても勤務中でいいのですので、是非相談なり聞きたいことがあれば役場の方に来ていただければ有難いなと思っています。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 美深は美深とおっしゃいましたね。そうですね。正直言ってマイペースに行って独自に他の自治体とは状況が違いますから、周りに左右されることもよろしくないのかなというような目線は大事かなと思いますけれども、やはり国全体の人口が縮小している中で、他の自治体と移住者を取り合うような現実というのはございますよね。他の自治体はこういうことをやっているからというような目線、取り合いを行っている厳しい言い方ではなりませんけれども、そういうような状況下があるので美深は美深、他の自治体は他の自治体というような考え方であれば、やはり競争に負けてしまう。現実問題。先ほど調整が合わなかったと。北いっしょの話ですよ。恐らくね。音威子府ですね。あと中川。そこら辺の調整が合わなかったので出店できなかったとありますけれども、そもそも北いっしょと連携して近隣自治体と連携して移住者を確保していくというようなものですよね。そこら辺が調整が合わなかったので出店できなかったという、少しそもそも連携の意味がかなり薄れてくるのかなと思っています。連携できないのであれば、美深単独で出店するかそういうようなこともできなくもないですよ。少なくとも先ほど挙げたように東川町何かは状況は違いますよ。4都市で全て出店しておりますし、下川であったりとかも複数の年で出店しておりますし、そこら辺も現実というのを踏まえて美深は美深などと流暢なことをいっていたら負けますよ。なので改めて先ほどの発言に対しての考え方お伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深は美深といったのは、美深は美深のポリシーといいますか、魅力を持って出店していく考えであるというようなことで、私別に競争の部分が頭に合って答弁したわけではございません。令和6年度不参加でございましたけれども、今年は北いっしょではなくて、美深町単独でそういったこともあって出店してきたわけでございますので、今後もそういう考えで積極的にこの交流フェアについては出店していきたいなと思っていますし、何と言ってもその費用対効果的な実際相談ができて、こちらにお試し移住ですとか体験してくれて実績が上がってくるようなことがあれば、もうちょっと力を入れて広げていきたいなと考えているところで、丁度その時期に来ているのかなと思っていますので、ご理解または引き続きアドバイスいただければ有難いなと思っています。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） ごめんなさい。聞き逃しちゃったかもしれないです。実績が上がっ

た上でそこら辺は積極的に行うと言ったのですかね。もう一回聞いていいのですかね。ごめんなさい。聞き逃しちゃった。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） この移住交流フェア等に出店して相談件数一定程度これまでも十数組があるのですけれども、実際その方が例えばお試し移住に来ていただけるだとか、効果が上がってくればさらに違う地域なり、別のフェアにも出店して行って、費用対効果的にも検討していく必要があるのかな。全くこれが効果がなくて誰もそのあとの反応がないだとか。そういうのであれば、また別の方法を考えていく必要があるのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 確かに全く効果がないところに力を入れる必要はないのですけれども、少なくとも12件の相談があるのですよね。それで十分効果があると言えるのではないのですかね。実績として実際に移住するとかお試し体験をした、そこら辺までで実績と捉えるのであれば、かなりより力を入れてその移住相談の分母を増やすことによって実績に繋がるという考え方が普通なのかなと思っております。そこら辺の実績、12件の相談があるのですよね。少なくとも移住であったりとか、その移住お試し住宅に体験で住んでみると、そこら辺までを実績と捉えるのではなく、相談件数12件あるところなので、まず移住に繋がるようにさらにセミナーであったりとか、そこら辺に力を入れていくというのが自然なのではないのですかね。実績があってからより移住セミナーに力を入れるのではなく、もう既に実績があるというような認識で良いのではないのですかね。この12件の件数を100件、千件とね。極端な話ですよ。増やしていくという考え方の方が自然なのではないのですかね。ここについては最後なのですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員は12組の多くの方の実績があるというような評価をいただいたということで理解させていただきたいと思えます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 実績が実際に移住であったりとか、お試し体験住宅に入居するそういう実績があった上でセミナーを増やすのではなく、実際の件数があるので相談件数があるので、これをより一層増やしていけば移住に繋がるのではないかなという考え方が自然かというようなお話をしました。そこについて最後もう一度お伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） そうですね。分母が増えれば移住に繋がる率が上がっていくとい

うことで木下議員のお話のとおりかなと理解させていただきます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） なのでそのとおりと言っていたので、まず実績がある前に相談件数を増やしていく、そのためにその実績があってから移住セミナー広告展開というものを増やしていくではなく、先ほどね、しつこい、くどいようですけれども実績がないのであれば実績をつくるためにより積極的に移住セミナー、広告展開を行っていただければと思います。厳しい話、やはり人材の確保であったりとか、そこら辺で移住セミナーに参加しづらいとか、そういうような状況はあると思うのですよね。なので、そこら辺に関していったら他地域、オンライン移住相談、移住セミナーですね。オンライン移住セミナーに力を入れている自治体かなりありますよね。十勝でいったら今年度かな。上士幌、本別、士幌町のこの3町を中心に十勝3町合同移住オンラインセミナーというものも開催しておりますし、今月12月16日に下川、上川などの11自治体を中心となって、発見あなたに合う年の瀬交流会というようなオンラインセミナーも開催する予定みたいです。美深町においては確か今年度の今年の夏ごろにオンラインセミナー、確か開催されてきました。ただその1件ぐらいしか僕は認識していなくて、ここら辺は人材不足もちろんそのように人はいますから、ただ何か地域に行って交流セミナー移住セミナーを行うというようなこと比べれば、人材不足の理由にはならず金額的な面でも割と安価にできるのかなと思いますが、そこら辺の要素を加味していれば人材不足であったりとか、さらには金額面、財源的なものを理由にならずにオンライン移住セミナーというのは、より現実的に拡充していく事ができるのではないのかなと思いますが、現状のオンライン移住セミナーのどれだけこう不足しているかとか、そこら辺の認識というのを伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 企画商工観光課の担当の方でこの移住推進担当してございますけれども、ここの商工・労働・観光の部分で限られたスタッフの中で様々な業務を担ってございます。そういった中でオンラインセミナーというよりも、うちのまちでは相談があったら随時オンライン相談をお受けしますよ。日程調整してオンライン相談お受けしますよということで対応されているそういった仕組みになってございます。オンラインセミナー的な部分についても今後必要になってくるかもしれません。今必要になっているのかもしれませんが、即対応するにはちょっと調整は時間が必要かなと思っていますし、実は今年度の先ほど田中議員さんにも答弁したのですけれども、地域おこし協力隊の提案型の中では是非そういった移住だとか、空き店舗の活用だとか、空き家の活用だとか、そういった部分を担っていただけるちょっと若干精通した方がいたら任用して、対応を担っていた

だくようなことも可能かなと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 8月にオンライン移住セミナーを開催してそこでどれだけの効果が上がったのか。その定員に達していたのか、どれだけ達成率があったのか。そこら辺、存じ上げておりませんので効果に関していったら良く分かっていないところはあるのですが、一定程度の効果があると見込めたのであれば先ほど言っていたように自治体同士の取り合いになっておりますので、移住者確保というのはね。その観点で現状オンライン移住セミナーは必要なのではないのかと思います。現状、この年でいったら確か1件とかそこら辺だと思うのですが、認識違ったら申し訳ないですが、よりこら辺は人材不足、財源の面が理由にならないところではあると思いますので、そしてわずかな時間、時間的なものでもそうですよね。なので、よりオンライン移住セミナーという来年度に向けて今からでもいいですが、拡充していただければなと思っております。少しやはり何というのですかね。町長とやりとりしていると申し訳なのですが何か悠長さを感じるというか、大変非礼だったら申し訳ないですが、なので今現実このオンライン移住セミナーが必要ではないであったりとか必要ではないとは言っていないですが、必要なのかとか検討を重ねて移住セミナーにも力を入れていきたいなと思っております。どうしても悠長さを感じてしまうのですよね。人口推計においても数百人単位で推計よりも著しく減少しておりますよね。美深町ね。何かこうもう少し焦るといいう方も違うのかもしれないですが、もう少しそこに歯止めをかけると。今、3千、人口の600人程度いっちゃうと思うのですが、そこを何とかして3千人台でストップさせてやるぞとか、そのぐらいの意気込みでもう少し力を入れていただきたいと思うのですよね。どうしても今までの一般質問、僕、今回の一般質問で10回目になるのですが、全ての一般質問において丁寧に答弁させていただいているという認識があるのですが、どうしても悠長さを感じてしまいます。今のオンライン移住セミナーであったりとか、そこら辺の話も含めて何かもう少し広告において力を入れていただきたいなと思っております。そこについてお伺いたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 何か悠長に見られていたようですが、美深町の11月末の住民基本調査の人口は3,577人です。内外国人が53人、10月1日現在の国勢調査で何とか3,600人台は確保できるのではないかなとは思っているところでございますが、これ人口減少、どこの自治体、全国共通の課題で特に美深町は少子化、令和7年度の出生者は初めてだと思っておりますが、10人を切るかもしれないというような

本当に憂慮している部分でございます。そういった中でオンライン移住相談セミナーの部分でございますけれども、実は私はあまりそのズームだとかは経験しているのですけれども、その全体的な部分について精通していないとか、そんなに詳しくない部分はあるのですけれども、セミナーという形では本格実施していないのですけれども、オンラインでの個別の移住相談は、もし役場が休みでも向こうの方、曜日色々あると思うのですけれども調整しながらズームなどで実際対応している状況もあると伺っております。改めてその部分をちょっと随時オンラインで相談していますよという部分をもっとわかりやすく周知していくことも大切かなと思っています。今後については是非ともアドバイスいただければ有難いなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） アドバイス、相当アドバイスしていると思うのですけれども。さんざんへきへきするぐらいアドバイスさせていただいているのですけれども、町長が就任されてから今までの美深町と比べて、広告において情報発信においてかなり著しい進歩が見られているなどは正直言って感じているところはございます。ただ先ほど申し上げたとおり、何がこうもちろん町長が選挙に出られる際もSNSの活用というものも公約に掲げられているぐらいですし、やらなきゃいけないなというようなある種なんというのですかね。義務的な側面でやっていただいているようなところもあるのかなと思ったりもします。そこをクリアした上でさらに踏み込んで美深町のためを思って、先ほど再三述べられたとおり美深町の様々な制度、移住政策とかそこら辺がかなり充実されているので、そこを対外的に発信していかないと相当もったいない。先ほど美深町の人口が3,500人台になっていると聞きましたけれども、そのように人口推計でもかなり予測よりも激しいスピードで減少されているというようなこともございますから、アドバイスいただきたいというので、あればアドバイス聞いてください。そこについて僕のPRに積極になってくれというようなアドバイスについては、そこまで否定する材料はないと思うのですよ。何せ充実しているのですから。美深町の制度は。何もこうむしろ発信して恥ずかしいようなものだったら発信しろなんてこと言いませんよ。十分誇らしげに対外的に美深町の制度というもの、物凄く充実されたものだという認識のもと発信して下さいと言っています。ですから、ここについては答弁いらないのですけれども、アドバイスね、今後もしていくので、しつこいぐらいに。PRにはもう少し前のめりになっていただければなと思っております。3番目の移住支援金の額についてなののですけれども、少し認識不足なところはあったのですけれども、美深町に移住してくる際に、帯同される方が18歳未満の場合は1人あたり美深町であれば100万円で支給されるという、ここ非常に充実していると思います。これ調べ

た限りでいうと、この帯同されている18歳未満の方において1人30万円の自治体とかも数多くありましたし、そこについて70万円以上加算されて美深町は支給できるというような状況、これは非常に誇らしいと思っております。ここら辺に関していったらかなり加算していただいているという認識なのですよね。なので、この3番目に関していったら僕はこれ以上提案するというか、もう既に加算していただいているという現状だということがわかったので、特に求めているところではないのですけれども、移住者向けの単身60万、世帯100万というような数字なのですけれども、ここについて加算しているこの基本となる単身60万、世帯100万円というものについて、いじっている自治体ってかなり少なかったのですよね。ないわけではないのですけれども、やはりその子ども1人当たりにつきというそこについての変動というのを求めている自治体がほとんどであって、美深町においてもこのできるのであれば、単身60万円のところを数十万円加算するというようなこともしていただきたいところではあるのですけれども、ここ最後に全自治体がどのような考え方をしているのか分からないのですけれども、美深町において単身と世帯の面にいじらなかった、いじることはできると思うのですけれども、帯同されている方についての加算ということを考えている自治体が多いので、ここについて何か少しこだわりがあるのかというようなところをお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 国の移住支援金制度は移住初期費用、これの軽減通じて移住を後押しする仕組みという制度になってございます。これにさらに手元にある資料によりますと、中川町、富良野市、上川管内ではここに単身なり、世帯に上乘せしているというようなことになっていきますし、道内的にはそんなに単身世帯、さらに上乘せを独自でしているという部分はあまりないように思われますけれども、先ほど競争なんだからということで支援金を独自に増やして、移住者を増やすというようなことにはたしてよしいのかなということで凄く悩むところがございます。逆にこういった言い方がいいのか、悪いのか分かりませんが、移住を後押しするような新規開業を後押しするような制度設計と、どちらかというところこれは移住支援補助金を割り増しすることによって競争だって今言われている中で金銭的要因というのですかね。過度にそちらに依存していくような施策になりかねないなという心配もございますし、その加算することによって色々な地域の移住先を考えている中で、金銭面に偏らせるというのですかね。言い方悪いですが、お金の偏ってそちらになびくような危険性がないとも言えないのかなとも思いますし、場合によっては美深だけこれ上乘せすると、他の移住相談者から支援金を増やすことでお宅の町は人集めしているのですかと見られかねないなという心配もないわけではないのかなと思って

おります。この支援金、さっき競争といたしましたけれども、どこかのまちが増やしたらまた他のまちも随従して増やしていくということにもなりかねないのかなと思っています。それによって本来の移住促進の施策は補助金頼みというのですかね。本質的なまちの魅力を発信していくことを置き去りにするといいますか、そのように思うことにもなりますので、その短期的な動機付け、こちらの方は知らないからというということで、短期的な動機付けになるかもしれませんが、それが果たして定住に繋がっていくのかと。一旦支援金貰ったけれども5年、10年経ったらまたどこかに行っちゃうといったことも心配されないのかなと思っています。できればその上乘せする余裕があるのであれば、生活環境ですとか地域の魅力の向上の方ですとか、そういう魅力を発信する方の経費に充てていった方が私は良いのかなと思っています。1つご理解の方をよろしくをお願いします。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 他の自治体との兼ね合いみたいな話で、みんな双方が遠慮し合っ
て世帯、単身に対していじってないとかそういうような話だったのですかこれ。そういう
ような答弁だったのかなとお聞きしたのですけれども。さらにはその金額で人を釣るとい
うようなお話もされていましたが、何が悪いのですかね。別にいいじゃないですか。
それで。例えばそうですね。給食費無償化であったりとか、子ども18歳未満、医療費無
償化そういう話って、要は金額ですよ。お金の問題ですよ。そういったものをアピー
ルしてPRするのだから、結局のところお金に釣られてきている側面何て十分ありますよ
ね。なので、お金をどれだけ使ってくれるかとか、そこら辺の側面が大きいと思うので、
金額で移住者を釣っているんじゃないか。全然いいんじゃないですかね、それで。それだ
たらそれで。今、美深町のこの移住支援金の額が不足していると言っているわけではない
です。むしろ帯同されたお子さんに1人100万円を支給するというようなものは十分す
ぎるぐらいだと思います。何か他の自治体との兼ね合いで、少し遠慮してそこら辺の移
住支援金だけに留まらず、うちこだけ出していいのかとか、そのような少し資本主義社
会におけるブレーキみたいな、そういったものを考えているのであれば少しズレているの
かなと思っています。何か先ほど、僕が言ったように競争の側面が強いので何か不
当なものでない限り、別に金額で釣ることも何も問題ないと思いますし、そのために移住
支援金に出す要件として5年、10年、移住するというような前提があるので、そこら辺
がクリアしなければ半額返済であったりとか、全額返済であったりとかそういった制度が、
条件があるわけですよ。なので、金額で釣るのは何も問題ないことだと思うので、その
移住支援金制度に限らず他の制度においても、金額でよりお金を出して積極的にお金を出

すというような政策を僕自身は打ってもらいたいなと思っております。何かここにあれば。

○議長（南 和博君） 木下議員に申し上げますけれども、この場は議論する場ではないので一般質問という本質で質問して下さい。町長の考え方を聞いて、自分の考えをゴリ押しじゃなくて、町長の考え方を聞くというのが一般質問ですので、議論をしたいのであれば予算なり決算委員会でやって下さい。一般質問は違います。

○1番（木下広悠君） 町長の考え方を今、解いていたのですけれども。

○議長（南 和博君） あなたの考え方を町長にゴリ押しするような言い方が間々あるので、その辺は気を付けてください。

○1番（木下広悠君） そうですけれども。

○議長（南 和博君） 気を付けてください。気を付けてください。

○1番（木下広悠君） 実際問題、気を付けますけれども、実際問題はそのようなことをおっしゃっているわけではないです。僕は。ちゃんと町長の考え方を聞いています。

○議長（南 和博君） いやいや。

○1番（木下広悠君） これから聞きます。ちゃんとね。そこら辺はそのように見えますよということですよ。意識します。多分、実際問題。

○議長（南 和博君） して下さい。はい。草野町長いいですか。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 移住定住の動機づけということで一定程度加算するというのも悪いことはないというような見解かなとは思っておりますけれども、過度にそちらを過度にやることによって言い方は悪いですがお金の力で呼び込んでくるというような政策面としても捉えられる懸念があるというような見解でございますので、逆にいうと物ではなく、例えば移住してきたらかぼちゃ1年分もらえますよとかそういう別なそういう部分もあり得るのかな。町に来ていただければ美深の特産品は提供されるというそういったこともありなのかなと思っておりますけれども、個人的にはやはりその移住支援の補助金をその倍額にするだとか、さらに100万円も積むとか、過度な部分についてはちょっといかなものかな。逆に競争社会と言いながらも競争を逆に煽ることになるのかなという部分と、ちょっと自分の心の中でも揺れ動いている部分があるということでご理解いただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 考え方良く分かりました。そうですね。過度に競争を煽るというようなお話でしたけれども、事実それが可能になってそこら辺は恐れないでより移住者を募るような政策を金額ベースでもいいですし、そのかぼちゃのお話もされていただけ

ども、結局後ろから同じじゃないかと聞こえてきましたけれども、そのとおりだと思います。要は何かで釣っているわけですね。そういうような見方がそこを少し二の足を踏んでしまう気持ちもわからないでもないですけれども、より町のためになるようなことを打っていただければと思います。最後に要はこの質問の本質はやはり美深町は凄く充実された制度、そしてそれだけではなくて地域資源も観光資源もございますので、そこら辺をより対外的に自信を持って発信できるので、そこについて来年度の予算についても是非積極的なPRというものを見越して予算付け行ってもらいたいなという思いがありますので、最後に来年度と今年度で比較した時にこことここがPRの側面で違うのだと、今年度においてはなかったもの。全く持って違うぞと情報を拡散、PRにおいて全く持って前年度とは違うと。積極的にPRを行うよというような事実ベースでお話を聞きたいので、最後、今年度2024年でも全然いいのですけれども何かある1つの時期と比較してこれだけ力を入れるぞというようなことを最後にお聞きできればと思います。モンベルはわかりますからね。そこら辺の点も踏まえて最後に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 移住定住の部分でございますけれども、新年度に向けてはまさに事務レベルで検討している最中でございます。12月いっぱいまでには予算編成の締め切りがございますので、それに向けて詰めております。木下議員の質問も参考にしながら新年度の対応について詰めていかなければならないかなと思っておりますけれども、いずれにしても移住支援金だけに依存しないで総合的な移住定住パッケージといいますかね。そういう施策をPRしていく必要があるのかなと思っております。ご指摘の課題については消極的でないかという部分については、積極的な方向に見いだせるような形で進めて参りたいなと考えてございます。引き続き町民一人一人の生活を支える施策として、現場の声を反映しながら柔軟な対応、信頼される移住支援に向けて努力して参りたいなと思っております。またこれまでのご質問の中で新たな観光、また関係人口の増、体験観光それら含めて今実際モンベルさんとも、新年度に向けての動きを新年度に向けてタイアップしていくということで考えてございます。実際予算が伴うものでございます。何か月前かな、実際専務さんに役場に来ていただいて協議もしているということでご理解いただければと思いますけれども、そういった面で更なる美しく深いまちをPRして移住定住に繋げていければいいかなと思っておりますので、引き続きご支援ご指導の方をよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 是非、積極的なPRを行っていただければと思います。以上で終わりです。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 木下君の一般質問を終わります。これで全ての一般質問を終了いたします。

◎日程第2 議案第31号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第31号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第31号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、地方公共団体情報システムの住登外者宛名番号管理機能を利用して行う個人番号の利用及び情報連携に関する事務について、法の規定に基づいて住登外者の宛名情報を取り扱う事務を追加するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の10ページになります。議案第31号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。内容につきましては資料で説明させていただきますので12ページをご覧ください。この条例の改正につきましては改正趣旨に記載のとおりでございます。地方公共団体情報システムの住登外者宛名番号管理機能これによって行われる事務及び情報連携について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づいて、個人番号の独自利用等に関して所要の改正を行うものでございます。若干補足しますと、今回の改正は住登外者、いわゆる町外に住民登録がある個人、これらの方にかかる事務、情報連携に関してこの条例に定めている独自利用事務において、この住登外者宛名番号管理機能、これを使う場合には個人番号の独自利用を行う事務とそして条例を定める必要があるという国の説明を受けてございますので、これに基づいて改正するものでございます。この改正は電算の事務処理のために整備しなければならない改正でございます。処理しなければならない行政サービスを受ける方々の負担が増えるだとか新たに負担が生ずるといようなことはございませんので、ご承知いただきたいと思います。次の1、改正の概要でございますが、住登外者宛名番号管

理機能による情報の管理に関する事務を別表第1、別表第2に追加いたします。まずは別表第1でございますが、この表は個人番号の独自利用事務これをまとめた表でございます。改正内容は個人番号の利用が可能な独自利用事務のうち、次の4つの事務について住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する規定を追加いたします。1つ目には表の第1項に規定しております、美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児にかかる医療費の助成に関する事務です。2つ目に第2項に規定してございます重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者及びひとり親家庭等にかかる医療費の助成に関する事務でございます。3つ目に第6項に規定しております障がい者等に対する地域生活支援事業に関する事務。4つ目に第10項に規定しております美深町地域支援事業に関する事務。以上の4つの事務でございます。別表第2の表につきましては、情報連携ができる事務をまとめた表でございます。改正内容につきましては、特定個人情報の同一地方公共団体内の他機関、いわゆるうちの場合は教育委員会でございますけれども、こことも情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものでございます。改正概要につきましては今申し上げたとおりですけれども、具体的な改正箇所がそれから内容につきましても、次のページに新旧対象を添付しておりますので、この概要と照らし合わせるとおわかりいただけるのではないかと思います。最後に附則ですけれどもこの条例は公布の日から施行すると規定しまして、現在進めている地方公共団体情報システムの標準化、共通化改修の稼働に備えて参りたいと思います。以上で議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第31号の説明を終了します。

◎日程第3 議案第32号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第32号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第32号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、現在、指定管理者によって運営しているびふかアイランド内の施設において、繁閑期の需要変動に応じた宿泊料金を設定できるよう、宿泊料金等の改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の16ページでございます。議案第32号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について。森林公園びふかアイランド条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料を使わせていただきます。17ページ資料をご覧いただきたいと思います。改正趣旨につきましては、町長から提案説明のありましたとおりでございます。現在、指定管理者制度をもって株式会社美深振興公社が運営しているびふかアイランド内の林業保養センター、ふるさと館、それからコテージの宿泊施設につきましては、条例に定めている宿泊料金の範囲内で?閑期の状況に応じた宿泊料金を設定しているところでございますが、道北エリアの公設の宿泊施設の繁忙期の料金水準と美深町と比較致しますと低額な料金となっております。これは利用者にとっては宿泊しやすい反面、経営の面では収益が上がらないという状況が生じてございます。需要と供給が均衡する料金を設定するということになるのですが、宿泊需要の多い繁忙期におきましては、現在よりも高い宿泊料金、例えば類似の施設と同程度の料金まで引き上げたとしても宿泊需要はあると想定してございます。つまり引き上げた分は宿泊収入が増えるの見込んだところでございます。この改定によって利用される皆様のご負担が増えるという場合がございますが、昨今の宿泊料金が上昇している状況や宿泊収入の増加というのが安定的な施設運営を行うための経営改善に資するものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。引き上げ率につきましては道北エリアの公設宿泊施設の宿泊料金の水準と致しまして、50%引き上げていわゆる現在の1.5倍の料金と致しました。なお、ここで定めている宿泊料金につきましては、食事料金を含まない一般的にいわれている一泊素泊まり消費税相当額を含めた部屋料金というものでございます。この改正では料金改定の他にも改正するところがございます、それはふるさと館建設当時に2階に設置しました休養室と研修室でございますが、現在は客室として利用しております。今後におきましても休養室、それから研修室として使用することは見込まれませんので、別表第2の規定から削除するという改正を行います。また、別表の第1と別表第3の適要欄にちょっと読み取りにくい規定がございましたので、この際に文言整理をしていただきます。最後に附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するということにいたします。以上で議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第32号の説明を終了します。ここで暫時休憩します。再開は午後1時、13時と致します。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

◎日程第4 議案第33号乃至議案第38号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。日程第4 議案第33号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第4号）乃至議案第38号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第33号から議案第38号で提出しております、一般会計ほか5会計の補正予算について、一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第33号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では町民体育館工事の入札減のほか、人事異動等に伴う人件費の整理などを行うものであります。次に歳入であります。当初予算で計上しておりました基金繰入について、前年度繰越金をもって充てるなどの整理をしております。また、町債につきましては、事業費の増減等にあわせて過疎債及び緊急防災・減災事業債の借入額の変更を行います。以上によりまして、一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ7,557万7千円減額し、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ61億3,205万6千円となるものであります。次に議案第34号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費の整理を行うほか、国庫負担金等返還金の追加、これに伴う基金繰入金の追加などを行うものであります。以上によりまして、国民健康保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ181万9千円を追加し補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ5億6,941万9千円となるものであります。次に議案第35号 令和7年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。今回の補正につきましては、保険料徴収システム改修による増額や保険料納付金の額の確定に伴う減額等を行うものであります。以上によりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ105万7千円を減額し補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ9,124万3千円となるものであります。次に、議案第36号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、介護保険システム改修や退職手当組合負担金の増額、保険給付費については各種サービスの増減に伴う負担金等の補正を行うものであります。以上によりまして、介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ164万3千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,672万5千円となるものであります。次に、議案

第 37 号 令和 7 年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について、説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出においては、入札減・人件費等の整理、企業債の利率確定に伴う償還利子の減額をするものであります。また、資本的収入においては、国庫補助金及び企業債等を整理するほか、資本的支出において、入札減の整理、企業債借入の償還元金の追加をするものであります。以上によりまして、収益的支出を 258 万 5 千円減額、資本的収入を 88 万 8 千円減額、資本的支出を 439 万 8 千円減額するものであります。最後に、議案第 38 号 令和 7 年度美深町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的収入においては、国庫補助金の減額をするほか、収益的支出において、入札減・人件費の整理、企業債の利率確定等に伴う償還利子を減額するものであります。また、資本的収入においては、国庫補助金及び企業債等の整理をするほか、資本的支出では国の交付金配分額の減少に伴う工事請負費の減額等の整理、企業債借入の償還元金の減額をするものであります。以上によりまして、収益的収入を 68 万 7 千円減額、収益的支出を 272 万 9 千円減額、資本的収入を 5,529 万 5 千円減額、資本的支出を 5,632 万 9 千円減額するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げますと致しします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） はい。それでは議案第 33 号についてご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧いただきたいと思っております。議案第 33 号 令和 7 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）。令和 7 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） それでは別冊配布の議案第 34 号の説明をいたします。議案第 34 号 令和 7 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。令和 7 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○住民生活課長（桜木健一君） 次に、別冊配布の議案第 35 号の説明をいたします。議案第 35 号 令和 7 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）。令和 7 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） それでは議案第36号の説明を申し上げます。議案第36号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは議案第37号ご説明申し上げます。令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○建設水道課長（中林秀文君） 引き続き議案第38号の説明を申し上げます。令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）。令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第33号乃至議案第38号の説明を終了します。

◎日程第5 休会日の決定

○議長（南和博君） 次、日程第5 休会日の決定を議題とします。

お諮りします。明日11日は議案及び請願審査のため、休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って11日は休会とします。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後2時20分

令和7年第4回定例会
美深町議会会議録
第3号（令和7年12月12日）

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第30号 委員会報告 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 3 議案第31号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第32号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について
- 第 5 議案第33号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第34号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第35号 令和7年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第36号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第37号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第38号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 発議第4号 専決事項の指定について
- 第13 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 第14 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第40号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第41号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第5号）
- 第17 議案第42号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第43号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第44号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第45号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第2号）

◎出席議員（10名）

1番 木下 広 悠 君

2番 望 月 清 貴 君

3番 中瀬 亮太 君	4番 名取 明美 君
5番 欠 員	6番 田中 真奈美 君
7番 小口 英治 君	8番 藤原 芳幸 君
9番 和田 健 君	10番 荒川 賢一 君
11番 南 和博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草野 孝治 君	副 町 長 川端 秀司 君
総務課長 中江 勝規 君	企画商工観光課長 小野 勇二 君
住民生活課長 桜木 健一 君	保健福祉課長 小林 一仙 君
農務課長 内山 徹 君	建設水道課長 中林 秀文 君
会計管理者 中村 稔 君	保健福祉グループ上席主幹 和田 政則 君
総務グループ主幹 青木 吉信 君	企画グループ主幹 渡辺 善美 君
経済産業グループ主幹 前田 直久 君	生活環境グループ主幹 川端 健 君
税務グループ主幹 中野 浩史 君	農業グループ主幹 加藤 保昭 君
建設林務グループ主幹 田畑 尚寛 君	水道住宅グループ主幹 町屋 英雄 君

◎教育委員会

教 育 長 杉本 力 君	教 育 次 長 大堀 裕康 君
教育グループ主幹 元岡 友之 君	教育グループ主幹 前田 貴也 君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤本 博 君	事 務 局 長 内山 徹 君
----------------	----------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 欠 員	事 務 局 長 竹田 哲 君
------------	----------------

◎議会事務局

事 務 局 長 竹田 哲 君	事 務 局 副 主 幹 服部 満 君
----------------	--------------------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。総務住民常任委員会が、12月9日に開かれ、付託事件1件の審査を行い、審査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、本日の会議に付議しております。次に、追加議案について申し上げます。長側提出のもの同意1件、議会側提出のもの発議1件、承認1件で、本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第30号 委員会報告 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第30号 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本件については、総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過、並びに結果についてご報告をお願いいたします。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは、総務住民常任委員会の審査報告を行います。本委員会は、令和7年第4回定例会において付託された条例の制定について、審査を終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告するものでございます。事件の番号は議案第30号。件名は美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。審査結果を申し上げます。審査結果は、全員賛成により原案を可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。以上です。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから議案第30号に関し討論を

行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第30号について採決をします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第30号美深町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第31号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第3 議案第31号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第31号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番(望月清貴君) それでは、質問をさせていただきます。これについては、議案書の12ページの方に、参考資料がついていて、今回、住登外者ですか。住民登録をされている方々以外の方々の管理ということで、この横書きの資料でも、1項、2項、6項、10項ということで、別表にこれらの事務に使うんだというのが載ってるんだと思うのですが、ちょっとですね、その辺がどんな風に必要だからといいますか、この住登外者を追加する具体的なちょっと理由、状況が分からなかったものですから、どれか1つの事務でもいいですので、例を示して教えていただければと思います。

○議長(南 和博君) 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹(青木吉信君) 例示ということでしたので、美深町乳児等医療費の助成の例示させていただきます。こちらについては、保護者の方が美深町内に住んでいるという方で、子どもが進学等で町外にいきます。住所も町外に移しましたというような場合に、お子さんの住民票がなくなりますので住登外者登録します。その際に宛名管理ということで、別な番号を振って管理しますので、そういった場合を想定して、個人番号を使っ

て住登外者宛名を一括で美深町の同じ番号をどのシステムでも使うといったことで必要となるといったことになっております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。その場合は書類提出あると思いますし、あとできればもう少し障がい者の1項と2項はそういう医療費関係なのですが、6項、10項もし1つでもあれば結構なのですけれども、こんなことでないかというのがあればということと、あとその宛名番号というのはマイナンバーの番号と違うということによろしいかだけお願いします。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） 他のサービスの部分でいきますと住所地特例でやむを得ず美深町を離れたとしても美深町の方でサービスを提供しますよといった場合、住民票なくなりますので住民票で付帯している番号はなくなるのですが、美深町でまた新たな別な番号を振ってサービスを継続してもらおうといった時に使う番号が充当外の宛名登録となっております。それが大体そうですね。住所地登録の部分ですね。になりますし、マイナンバーの番号とは全く別なものになります。マイナンバーと紐づいてその番号を使うために今回この条例で記載するものとなっております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 確認みたくなりますけれども、美深の住所あった方が施設に入ると住所は移るけれども美深町の管理になるのもということですね。わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第31号について採決します。議案第31号 美深町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第31号は可決されました。

◎日程第4 議案第32号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第32号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第32号に関し質疑を行います。質疑あ

りませんか。

9番 和田君。

○9番(和田 健君) 皆さんおとなしいのですけれども、前回は料金改定がありまして、それに引き続いてのまた料金改定になるわけなのですけれども、実質料金を決めるのは振興公社ということなのですが、見た感じ、またの値上げになるのかなという気はするのですけれども、利用者側に見れば高ければ行かないし、そのように料金に伴った何か魅力がなければ上がっても何しても行かなければ関係ないかなと思われるのかなというのは私の率直な感想なのですけれども、これまでのその前回の料金改定時の議会での議論もそうなのですが、それにも私は議論は尽くされているのかなと思うところなのですけれども、それをもとにした改善というのがどれほど進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○議長(南 和博君) 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹(前田直久君) ご質問いただきました。今回の改定につきましては、提案説明にもありましたとおり、まず道北エリアの類似施設の料金を参考に美深町の料金が低いというような状況を踏まえまして、平均水準までまず上げようということで上げたものとなっております。さらには今、今年4月から国の地域活性化起業人の方が来られまして、3年間にわたって今経営改善の取り組みを進めているところでございます。昨年度についてはその前段として改善計画の策定も行って、今それぞれ改善に努めているといったところで進めているところでございます。経営改善、今までのこれまでの経営改善をしてきた内容ということですが、今把握している部分でいきますと先ほど申し上げました活性化起業人をまず使って、経営改善に向けた取り組みを行っていること。さらにはホームページの方については8月1日からリニューアルを行いまして、新しいホームページで取り組みを進めている。さらにはホテルのOTAと言われますオンライントラベルエージェントというものなのですけれども、インターネット上ですね。旅行料金を販売する旅行会社の形態ということで、インターネットで固有名詞をというと楽天トラベルであったり、じゃらんだったりというようなものを使って簡潔するサービスですけれども、そちらの方を活用しまして7月から取り組みを進めているといったこともやっております。また内部の部分でいきますとそのコンサル会社に入っていますので、そのコンサルが定例で経営改善の会議を公社の全体の幹部会議などそのようなことも実施をするようなこともしております。また道の駅の部分については、売り場にデジタルサイネージというものを設けてみたり、効果的なPRに努めているところでもございますし、そういったことを今できることから経営改善に務めているといったところでございます。

○議長(南 和博君) 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 大体はそういったことは把握しているつもりなのですが、どこからお話ししようかと思うのですが、まず町外の利用者の方々を試みれば近隣の同じような宿泊施設もしくは都市部の宿泊施設と比較すれば、この上限の料金でもまだ若干安い方なのかと捉えてもらえるような気はするのですが、問題はこれやはりこの条例の目的にもあるように町民に対するその保養施設の面が強いと私は思っているのですが、そういった面では今の説明でいうと若干そういう町外からのお客さんを獲得しようとする動きが強いように思うのですが、こちらの捉え方として町外のその観光目的的な町外のお客さんの方なのか、町民の方なのかということで、どちらにこの視点をおいて考えたらいいですかね。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 今、現時点ではまずは宿泊収入の方を上げることが、今改善計画の方でも重要な部分ということになってございますので、まずはその町外の宿泊の方に力を入れて取り組んでいるといった具合になってございます。さらに町民の方の部分なのでございますけれども、そういったことも踏まえて2年前にもうすでに全体の引き上げしていますけれども、今回については入館料とかそういった部分については据え置きということで、町民の方々にはその部分の負担が少ないというような形で据え置きということで、措置をさせていただいたところでございます。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 主幹の方からはっきりとしたお答えお聞きしましたのでわかりました。できればやはり町民の方たちの足が遠のくことがないようにしていただきたいなという思いがあるのですが、そういった意味で私がいうのも小手先な感じがするのですが、やはり町民料金でしたり、町民還元の取り組みみたいなものが必要になってくるのではないかなという部分では、この条例の施行規則の方には料金の免除規定みたいなものがあるのですが、そこの方も若干見直しが必要ではないかなと私は思っているところなのですが、それについての見解をお願いします。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 町民価格といったような設定の部分なのでございますけれども、そちらについてはこれまでも電話対応等で対応させていただいているところでありますので、引き続きそういった部分については検討していく形になろうかと思えます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私は、この林業保養センターの稼働率ですね。和室、洋室、貸室

というのもありますから、できればその稼働率をちょっと教えて下さい。それとこの上川北部のこういう同様の施設を参考にして価格を設定したというような50%増ですけれども、そういうお話があったのですが、昨日ちょっとインターネット調べて近郊のそういう施設、素泊まり朝食付きだとかありましたけれども、結構安い値段なのですよね。私の調べた感じでは。それでその調べたところの上限と下限の価格がどれぐらいで調べているのか教えて下さい。まずはそれからお願いします。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） まず林業保養センターの稼働率ということだったのですけれども、それは旧館の方ということなのかちょっとあれなのですけれども、ちょっと今資料がなくて稼働率が具体的な稼働率というのはちょっと今数字では申し上げられないのですけれども、実際新館の方の利用が多いというのは把握はしているところであります。旧館についてはやはり団体のお客さんが来た時にはそちらで大部屋もあることですから、そういう時には活用されるという話は聞いているところでございます。次に料金のところなのですけれども、こちらのうちの方で参考にさせていただいた道北エリアの料金というのはそれぞれの町で設定しています条例の料金となっておりますので、うちと同じように一番高いといたらあれですけれども、その料金で設定されている料金と比較して今回設定させていただいております。今、実際にインターネット等で検索すると今の時期は非常に繁閑期というか、安い時期となっている部分もあって料金については今低い時期なのかなとは思っていますけれども、あくまでもうちの方で参考にさせていただいたという数字については、各市町村で定められた同じような条例の設定金額を比較して設定させていただいたところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わかるような、わからないような答弁だったと思いますけれども、稼働率がわからなければちょっと議論には大変だなと思うのだけれども、結局今従業員不足も指摘されている中で果たしてその万度に入っているだけの人員が充足率があるのかどうか、そこら辺もちょっと気になるころなのですよね。ただその何部屋かをわざわざ閉鎖して入館料を上げるのでないかというようなうがった見方も考えられるわけなのですよ。私はね。だからそこの方はちょっとわかるような説明をもう一度いただきたいのと、これはもう祈っているようなものなのですけれども、入館料を上げてそのようなメリハリの利いた価格設定をやってくれるならいいのですけれども、なかなかそういうような今までの経営姿勢からそういうのが感じられないので、そこら辺の指導等は上限は決めたけれどもというようなお話だったのですけれども、これは素泊まりの値段ですからこれにまた料理

や何とか入るとすごい金額になるわけですよ一泊。夕飯つきでも朝食付きでもいいですけども、夕食は何ランクか分けてやるというような説明もありましたけれども、果たしてこれで大丈夫なのかな。ちょっと考えるのは50%というのは本当に大変な額だと思うんですけども、そこら辺、再度ご答弁お願いします。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 稼働率の部分だったのですけれども、小口議員さんがおっしゃっている部分については今回その閉鎖した休憩室だとか研修室を言われているわけではなくて、旧館の方ということですね。そうですね。ということがあれば先ほどちょっと同じような答弁になって、ちょっと手持ちの資料がなくて稼働率ちょっと具体的に言えないという状況なのですけれども、確かに人がいないという状況も聞いております。部屋も全部貸してしまうと掃除が間に合わないといったような課題も聞いているところでございます。その中で今その現場でできる最大限の対応はしているとは思いますが、さらには先ほど料金の設定の部分についてもご質問ありました。今回50%最大で引き上げる形にはなるのですけれども、やはり全区間50%というわけではありません。基本的に今一番低い価格が今美深町で大体7,500円程度と聞いております。そこをまず20%は上げたいと。9千円からまず素泊まりですね。1万円近くまでの平均年間とっていききたいと。さらに繁忙期と言われる7月・8月については他市町村の近隣の状況を見ながら最大50%まで引き上げをしていって収入の確保に努めていきたいというようなところがございます。今、そのコンサルの方も色々分析をした上で50%であれば大丈夫だというような見解もありまして、今回はまず50%引き上げをさせていただきたいということでございます。以上です。

○7番（小口英治君） いいです。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第32号について採決します。議案第32号 森林公園びふかアイランド条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って議案第32号は可決されました。

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第33号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。これから議案第33号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 16ページになります。COM100の運営の関係です。委託料、工事請負費、その絡みですがCOM100の施設では大切な機材だと思いますが、説明時にありましたが、今年度の当初の予算に同じ項目で上がっております。その項目と今回の補正の兼ね合いはどうか、状況を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） まず、令和7年度当初の予算ということで計上していました部分からご説明いたします。令和7年度当初、今回予定している蓄電池の設備のバッテリーですね。これ54個バッテリーのみの工事を予定しておりました。交換ですね。交換工事。しかし9月と11月に交換する前に警報が発生しまして点検をしたところ、バッテリーだけではなくてバッテリー全体の直流電源装置と言われるもの、この装置全てにおいて既存の箱自体、ようするに蓄電池以外の部分においても異常があるということで、液漏れですとか配線コードの老朽化というところで当初予定していたのですけれども、それ以外にも全体的に駄目だと。早い話バッテリーだけを変えても根本的な改修にはならないというご指摘をいただきまして、それで今回補正予算の方でこの電源装置の全体的な交換を行うという計上をさせていただいております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 当然年度始めの時に設計書はあるのではないかと思います。またそれとは別なのですか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 年度当初の時は設計書はありません。理由はその時の当初の工事予定はバッテリーの54個、それだけを交換するという予定でした。今回の追加補正でご提案させていただいている部分には電源装置そのもの、箱の全体的な制御盤ですとか、そういったものを全て交換するということになります。そうなりますと、配線の経路ですとか、電気全体の容量計算ですとか、また今中央監視システムですとか。事務所の方と繋がっている既存設備との取り合いですとか、そういった正確な見積もりが設計し直さなければいけないという根本的な、その工事自体をまた1から作り直さなければいけないということがありまして、これをやらないで、省略して施工してしまって追加補正ですとか、費用が出てくるというリスクの回避ということで、そういったところできちん

と電気工事というのは特殊な私も中の基盤を見たのですけれども、技術的な費用が伴うという改修工事となりますので、そういった意味で、また当初はバッテリーだけの交換だったので、今回は配電盤全体の交換ということになりますので、そういった意味合いでの実施設計の計上となっております。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） COM100建設した時のそういうものというのは参考にならないということですか。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） COM100、平成8年、9年ですか。建築した時の図面等は当然残っているのですけれども、それと全く同じものを工事をするということであれば、これは推測なのですけれども、全く同じものを工事をするということであれば、可能かもしれないのですけれども、もちろんこの取り付ける製品ですとか、27年経っていますので、全く違う工事になります。車の部品に置き換えいただいてもわかりやすいと思うのですけれども、全く新しい機械ですね。そういった設備を27年後、今現在のものを取り付けますので、当然中央監視システムの方も交換してきますので、そういったその電気系統の接続というものに関しましては、27年前と全く違うシステムとか機械になっていますので、そういった意味ではその当時の図面というものを参考にはもちろん業者には見ていただくのですけれども、こういったものになっているかという体の参考資料としか使えないということもありますので、こういった設計の委託料の計上となっております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、質疑と答弁があって関連で1つだけお伺いしますが、今の当初のものと、今回の必要性についてはわかりました。私が思ったのは、委託料と工事請負費が2つ並んでいて、設計業務と99万円、それから更新工事費1,900万円あまりということなのですが、これは同じ工事の関係になるのでしょうか。まず確認。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 今回計上している同じ工事の実施設計と工事となります。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） これは私も色々なケースがあるのかもしれませんが、通常ですとまず工事設計業務委託料というのが始まって、そこで工事がどんな風にする、そして費用はこうですとなって、工事請負費いくらという普通でいうと議会がずれて提案ということなのですが、今回同時の提案ということでその経過ちょっと、それだけ切迫してい

るという仮の工事なのか答弁をお願いします。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 望月議員がおっしゃるとおり、通常はそのような２段階設計というか委託を組んでからの工事費、こういった流れになってくるのかなというところは担当としても承知はしております。ただ今回緊急性というところでありまして、当然発注の順番といたしましては、実施設計委託業務を発注します。これが今議会で承認をいただきますと１２月中にもうすぐ発注して、来年の１月から２月にこちらを完成して、完成後すぐに工事を発注するというような流れになってきております。まず委託料の積算に関しましては、こういった設備の委託と実施設計を行ってほしいということで今回９９万円計上いたしております。それが終わってから普通工事費が出てくるのではないかとということなのですが、まずはその工事費の概算ということはこれは現在COM100の総合診断業務を行っております、そこも業者に概算見積もりということで大まかな概算見積もりという形で工事費の方は算定をしていただいております。これは緊急性を要するというところでもちろんこの工事費が確定ということではないのですけれども、概算ということで出していただいております。これに基づいて今後詳細な実施設計ですとかそういったものが完成してくると思っておりますので、それに合わせて工事費の方は積算して入札の方に結び付けていきたいと考えております。以上です。

○議長（南 和博君） ２番 望月君。

○２番（望月清貴君） ちょっと提案ということの正確さというのがどうなのかあるのですが、乱暴にいつてしまうとこれは超えないという状況があるのでしょうかね。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） こういった工事の時は、我々慎重にこの概算工事費を超えないように積算を行います。当然この設計の内容が工事費の積算のみだけではなくて、設計の工事に内する詳細な内容の設計になります。工事費だけの設計ではなくなりまして、小さい積み上げの中で細かいその工種の積み上げの中で工事費というのは当然算定されるのですけれども、この工事費は超えないようにこれは説明をいたしました令和７年度COM100総合診断業務をやっておりますので、そちらの山下設計という業者の方とそこはコンサル設計業者となっておりますけれども、電気のその細かいところまでは踏み込んで、もちろんそれは委託業務外になりますので行いませんので、ただ工事費の不具合が生じているというところで概算工事費ということはそちらの方は算定をしていただきましたので、それをもって計上しているというような流れとなっております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私は12ページの民生費のほっとプラザ・スマイルの指定管理料についてお聞きします。これの補正額の内訳を教えてください。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） ほっとプラザ・スマイル指定管理料の内訳でございますが、今回ほっとプラザ・スマイルの浴場にレジオネラ菌が検出されたことに伴って配管の洗浄費で33万円とあとその洗浄後の水質検査に伴う検査料が3万円、合計36万円となっております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 10月の下旬だったと思いますけれども、これが発見されたのが。私の認識が間違っていなければ。今もう12月の上旬ですよ。そしてこれ件数は2週間ぐらいというようなことでお聞きしたのですけれども、えらい日にちが掛かっているというのが何故こんなに掛かっていたのかというのをまず1点お聞きしたいと思います。それとこれちょっと予算とは関係ないのですが、これ高齢者等が利用する施設ですから、もしくはその菌に感染したら大変なことになると思うのですけれども、そのレジオネラ菌で肺とかそういう方が病気に罹ったとかそういう方がいなかったのかも予算とは違いますが、これも気になる場所なのでちょっとお聞きしたいと思います。それとこの改善はもう間近にきっと再開になると思うのですけれども、いつ再開になるのかとこれからその配管が悪かったということもわかりますけれども、構造的欠陥ではないように私は思うのです。何十年間も何でもなかったわけですから。例えばその人為的なことでそういうような菌が発生したということになりましたら、どのような指定管理者に対しての指導をするのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 10月27日の日に指定管理者から浴場の定期の水質検査によってレジオネラ菌が検出された旨の報告を受けてございます。すぐに町の方で検討しまして、基準値を超えている菌が検出されたということで浴場の休止と名寄保健所の方に報告するように指示をしたところでございます。同日に名寄保健所の方から現地確認に来られまして、浴槽等々見てもらいました。毎日記録している管理簿と塩素の管理の部分ですね。管理簿と浴槽の清掃については特段不備はなかったと受けています。ただその配管の中でその水の流れの悪いところがあるとそういうところで菌が増殖する可能性はありますという見解をいただいたところです。特段その配管でここが不備ですよというところの指摘はございませんでした。すぐに清掃業者の方と指定管理者の方で協議を

いたしまして、今後の対応について協議をしております。そのレジオネラ菌の検出にあたっては、そのお風呂の入り方とか人数によっても検出されることがありますというお話も聞きましたので、再度水質検査を実施することを決めました。再度検査して検査結果2週間ちょっとかかりますものですから、そこで一旦2週間ちょっとかかりました。再度の検査結果も菌が検出されたということで、その時点で配管の洗浄をすることを決めました。その配管の洗浄をしたのが11月20日の日になります。20日の日の洗浄の時にはちょうど薬品でろ過系統を配管洗浄するわけですが、その洗浄中に苔のようなものが出てきたということで配管の中が汚れていたというような結果でございます。それからまたしばらくろ過を回してゴミが出てこなくなってから再度水質検査をしたのが11月25日になります。11月25日に送って結果が来たのが12月10日の午後に結果が届きました。結果としてはレジオネラ菌が検出されなかったというような結果がでましたので、すぐに浴場を再開するよとということ昨日から浴場通常どおりの営業となっております。この間1カ月半ぐらありましたけれども、浴場を利用されている方からはレジオネラ菌による肺炎にかかったというような報告は受けてございません。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ありがとうございます。大変丁寧な答弁で良かったと思います。配管の清掃はわかったのですが、その時ろ材や何かもちょっと不安が残るのですが、ろ材等の交換はなされているのかどうなのかそこを1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 今回、ろ材の交換はしてございません。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第33号について採決します。議案第33号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第4号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第33号は可決されました。

◎日程第6 議案第34号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第34号 令和7年度美深町国民健康保険特

別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第34号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第34号について採決します。議案第34号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第34号は可決されました。

◎日程第7 議案第35号 令和7年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第35号 令和7年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第35号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第35号について採決します。議案第35号 令和7年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第35号は可決されました。

◎日程第8 議案第36号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第36号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第36号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第36号について採決します。議案第36号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算(第2号)に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第36号は可決されました。

◎日程第9 議案第37号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算
(第1号)

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第37号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。これから議案第37号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番(望月清貴君) 補正予算書の8ページなのですが、8ページの一番下に書いてあります大通り東裏マンホールポンプ所改修工事ということで、これちょっと

○議長(南 和博君) それ次の議案ですね。他、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第37号について採決します。議案第37号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算(第1号)に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第37号は可決されました。

◎日程第10 議案第38号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算
(第1号)

○議長(南 和博君) 次、日程第10 議案第38号 令和7年度美深町下水道事業会

計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第38号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 8ページをお願いします。工事請負費の中の浄水管理センター機械設備更新工事とあわせて電気工事更新工事こちらが全部減額になっていて補助が見込めないということでの減額という説明があったように思います。そもそも令和7年度の予算の中に入っていたものだったと思うので、こちら元々その耐久年数だったりとか工事だったりとか、故障ですね。何か理由があって元々工事予定だったと思うのですけれども、それを緊急性がないものかどうかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 今、お尋ねのありました件につきまして浄水管理センターの機械設備更新工事並びに電気設備更新工事につきましては、今回ナンバー3の返送汚泥ポンプの更新にかかる機械工事並びに電気設備の工事を予定してございました。しかし当初の国からの交付金の配分が約3割程度しかなく、この工事に見合う国庫補助金が見込めないということで今回工事の方を先送りするという事で予定してございます。今回のその工事につきましては、元々の整備の計画というのはストックマネジメント計画に基づいたもので予定してございまして、この部分に関しましては時間的経過による部分の修繕ということで修繕乃至更新ということで整備するような計画になっておりまして、今回の先延ばしした部分につきましては、1、2年は更新しなくても今のところ動きの方も特に問題ないということで、次年度の令和8年度にこちらの方を整備するように予算措置を考えているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 8ページなのですが、今の8ページの一番下になります大通り東裏マンホールポンプ所改修工事、これ当初でついていたのかちょっとあれなのですが、ちょっと内容のどういう施設でどういう改修工事ですというのを教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） こちらに掲載されております大通り東裏マンホールポンプ所につきましては、元のマックスさんの横にある大通り東裏どおりの細い道路のところに埋設しておりますマンホールポンプでございまして、通常であれば下水道は自然勾配で汚水等を処理場まで運んでいくことになるのですけれども、どうしても勾配が確保できないというところが町内に8カ所ございまして、同じようなマンホールポンプ所が町

内8カ所存在しております。この部分の中の1つとして大通り東裏マンホールポンプ所というものがございまして、扱い水量はさほど多くはないのですけれども、1日に1回動くか動かないかぐらいの扱い水量なのですけれども、この部分が経過年数相当経過しておりますので、ポンプのものも結構詰まったりとかそういった維持管理上の不都合があるものですから、今回その更新の方をやらせていただくということで予算を上げさせていただいているものでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ポンプを交換するとか新しく改修するということでしょうか。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 現場にマンホールの中にポンプが2台あります。それに合わせて運転を制御するための制御盤並びに北電から電源を受け取るための開閉器盤、こういったものを一式交換する工事となるものでございます。

○2番（望月清貴君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第38号について採決します。議案第38号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第38号は可決されました。

◎日程第11 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。草野町長。

○町長（草野孝治君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。本件は現在固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております、園部一正委員が12月23日をもって任期が満了となることから引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。園部委員は昭和30年1月21日生まれの現在70歳で平成10年に委員に就任していただき、平成17年から現在まで委員長としてご活躍、通算9期27年間勤めていただいております。これまでの豊かな経験と公正なる判断から最適任の方であると考え

ておりますので、引き続き園部氏を委員として選任いたしたく提案いたしますので、満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第3号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って、同意第3号は同意することに決定しました。

◎日程第12 発議第4号 専決事項の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 発議第4号 専決事項の指定についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員、賛成者は和田、小口、名取、田中各議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明いただきます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは発議第4号について提案説明を申し上げます。本件の提出者は、私藤原、賛成者は小口、和田、名取、田中の各議員であります。本件は現在議論が続いております次期議会構成等についての調査特別委員会において検討され早急に取り組むべきと結論されたもので、地方自治法第180条の規定に基づく専決事項の指定についてを提案するものであります。指定事項の内容であります。年度末に行われる地方税法の改正につきましては、税条例の改正が間に合わない状況が想定されることから迅速かつ適切な対応が求められているところであります。定例会や臨時会を待たずに対応できるよう議会として地方自治法第180条の規定により専決事項として指定するものであります。案文について朗読いたします。美深町議会権限に属する事項中、次の事項は地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決事項に指定する。1、地方自治法の改正に伴い必要となる条例の規定を改正すること。ただし、地方税法を改正する法律が会計年度末に公布され、翌会計年度の初日から適用される場合にあつて、条例の規定の改正が従前のおり経過措置を行うものとしてその期間を変更するものに限る。このようにするものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので発議第4号について質疑を行います。質

疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。提出者の説明にあった事項について地方自治法第180条第1項の規定による専決事項として指定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、発議第4号 専決事項の指定については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(南 和博君) 次、日程第13 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の事務調査の申し出です。本件申し出のとおり承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。これより暫時休憩します。休憩中に全員協議会と議会運営委員会を招集しますので議員控室にお集まりください。再開は概ね11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午後1時00分

○議長(南 和博君) 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、長側から条例の一部改正2件、補正予算5件の追加議案が提出されております。お手元に配布しております議事日程のとおり進めたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。従って、議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正乃至議案第45号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算(第2号)を日程14から日程20として議題とすることに決定しました。

◎日程第14 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、只今追加いたしました日程第14 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は国の人事院勧告に基づいて改定される国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、期末・勤勉手当等について改定するものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。追加議案書の1ページです。議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明しますので7ページをご覧ください。この条例改正につきましては、改正趣旨にありますように国の人事院勧告に基づいて改定される国家公務員の給料月額、期末手当、勤勉手当、通勤手当、宿日直手当に準じて改定するものでございます。その内容は1つには給料月額について初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全ての給料月額を引き上げます。2つ目、期末手当及び勤勉手当について支給率をともに0.025月引き上げ、現行年間支給率4.60月を4.65月といたします。定年前再任用短時間勤務職員につきましても一般職と同様に0.025月引き上げて、現行年間支給率2.40月を2.45月に改定いたします。3つ目ですが通勤手当につきまして3つの改正がございます。1つ目は自動車等使用者につきまして65キロ以上から100キロ以上までの区分5キロ刻みで新設いたします。手当の上限額はこれまで65キロ以上のところでありましたが、この100キロ以上までになりましたので上限額というのが6万6,400円となります。2つ目、現行の60キロ以上までの距離区分につきましても民間の支給状況等踏まえまして200円から7,100円までの幅で引き上げます。3つ目、1カ月あたり5千円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設いたします。4つ目は宿日直手当ですが、通常宿日直勤務1回あたり4,400円を4,700円に引き上げますのと、常直宿日直勤務の上限額これは1カ月あたりですが、2万2,000円から2万3,500円に引き上げます。新旧対照表ではわかりにくい改正内容につきまして第1項の改正概要として表にまとめましたのでご覧いただきたいと思います。次に、最後に新旧対照表の下にあります附則を記載してございますが、そちらをご覧いただきたいと思います。17ページになります。新旧対照表の下でございます。第1項は改正条例の施行日の規定で第1条の改正は公布の日か

ら、第2条の改正は令和8年4月1日からとすることを規定いたします。第2項は適用日の規定で第1条の給料月額の設定につきましては令和7年4月1日に遡及して適用すること。そして期末手当、勤勉手当の支給率の改正については、令和7年12月期の支給額で調整することを規定してございます。第3項は、給与の内払いの規定で令和7年4月から支給されている給料、期末手当、勤勉手当は改正後の支給額の内払いと見なす規定でございます。以上で議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第39号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第39号について採決します。議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第39号は可決されました。

◎日程第15 議案第40号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第40号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第40号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当について先の議案第39号で提案いたしました一般職の期末・勤勉手当と均衡を考慮し期末手当を改定するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは追加議案集の18ページになりますが、議案第40号

美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。内容につきまして、資料で説明させていただきます。20ページをお開き下さい。この条例の改正趣旨につきましては、町長の提案どおりでございます。改正の内容は期末手当の支給率を0.05月引き上げようとするものでございます。この条例は全4条からなる条例でございます。第1条と第2条が特別職にかかるもので、第3条と第4条が議会議員の皆さんにかかるものでございます。特別職それから議会議員のどちらも改正内容が同じでございます。第1項の改正概要の表なのですけれども、これは職員の給与条例で説明した表と同じ構成になってございます。上から下に向かった時系列で期末手当の支給率の変化を表しておりますので審議の参考にしていただきたいと思います。次に、一番下の新旧対照表のその下、22ページの附則をご覧ください。附則には施行期日等とそれから期末手当の内払いについて規定しております。第1項が施行期日と適用日でございます。この条例は公布の日から施行し令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条、第4条の規定につきましては令和8年4月1日からとすることを規定してございます。第2項は期末手当の内払いの規定で、すでに支給されている令和7年度の期末手当を内払いと見なす規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合には改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いと見なすというみなし規定を設けて新旧支給額の差額を支給するよう規定したところでございます。以上で議案第40号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第40号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第40号について採決します。議案40号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第40号は可決されました。

◎日程第16 議案第41号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第5号）

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第41号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第41号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第39号及び第40号で提案いたしました一般職の給与、特別職及び議会議員の期末手当の改定に伴い必要な額を追加するものでございます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ2,580万1千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ61億5,785万7千円となりものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第41号のご説明を申し上げます。配布の議案書をご覧いただきたいと思っております。議案第41号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第5号）。令和7年度美深町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第41号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第41号について採決します。議案第41号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第5号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第41号は可決されました。

◎日程第17 議案第42号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第42号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第42号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第39号で提案いたしました一般職給与の改定に伴い必要な額を追加するものでございます。以上によりまして美深町国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ69万4千円を追加し補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億7,011万3千円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(南 和博君) 桜木住民生活課長。

○住民生活課長(桜木健一君) それでは別冊配布の議案第42号の説明をいたします。議案第42号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(南 和博君) これから議案第42号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第42号について採決します。議案第42号 令和7年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第42号は可決されました。

◎日程第18 議案第43号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算
(第3号)

○議長(南 和博君) 次、日程第18 議案第43号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長(草野孝治君) 議案第43号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第39号で提案いたしました一般職給与の改定に伴い必要な額を追加するものであります。以上によりまして美深町介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ113万9千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億1,786万4千円となるものであります。

す。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） 議案第43号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第43号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） これから議案第43号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第43号について採決します。議案第43号 令和7年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第43号は可決されました。

◎日程第19 議案第44号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算
（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第19 議案第44号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第44号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第39号で提案いたしました一般職給与の改定に伴い収益的支出を50万2千円追加するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは議案第44号についてご説明申し上げます。令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(南 和博君) これから議案第44号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第44号について採決します。議案第44号 令和7年度美深町簡易水道事業会計補正予算(第2号)に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第44号は可決されました。

◎日程第20 議案第45号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算
(第2号)

○議長(南 和博君) 次、日程第20 議案第45号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長(草野孝治君) 議案第45号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、議案第39号で提案いたしました一般職給与の改定に伴い収益的支出を21万3千円追加するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(南 和博君) 中林建設水道課長。

○建設水道課長(中林秀文君) それでは議案第45号をご説明申し上げます。令和7年度美深町下水道事業会計補正予算(第2号)。令和7年度美深町下水道事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(南 和博君) これから議案第45号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第45号について採決します。議案第45号 令和7年度美深町下水道事業会計補正予算(第2号)に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。従って、議案第45号は可決されました。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。本定例会は令和7年最後の議会でありますのでご挨拶を申し上げたいと思います。はじめに草野町長からご挨拶をお願いいたします。

草野町長。

○町長(草野孝治君) 令和7年12月、第4回定例会の閉会に際し年末のご挨拶を申し上げます。町長としての任期も3年目、すでに2年と7カ月が過ぎる中、昨年も申し上げましたが町長の仕事は想像以上に大変で土日の行事も数多く続くこともございます。今は忙しいながらも町長としてのやりがいを感じ、それにもまして充実した日々を送っております。町民の皆様のご期待に応えるべく日々全力を注いでまいりました。私が町長に就任時の美深町の人口は3,847人、二年半ちょっとで270人減の3,577人となりました。さらに本年は5月に北洋銀行美深支店が名寄支店内に移転、店舗は解体され更地となりました。商店経営者がお亡くなりになったり、高齢あるいは後継者が不在でシャッターを下ろす店舗が続き街並みは寂しくなる中、突然の老舗スーパーの閉店には驚くばかりで、町民に与える影響は計り知れません。また先月11月10日には元氣でご活躍中の水本守代表監査委員が急逝されるという私たちを驚かせる出来事が相次ぎました。まちとしても大きな喪失であります。深い悲しみと痛みを共有するとともに心よりご冥福を申し上げます。このような厳しい局面においても町政は町民の安全・安心と暮らしの安定を最優先に取り組んでいかななくてはなりません。議員の皆様から決算特別委員会では70件のご質疑とお三方から総括質疑をいただきました。また4回の定例会では、計27件ほどの一般質問を受けたところです。私たちは透明性と説明責任をさらに高め、現場の声を施策に反映させるボトムアップを強化していかななくてはなりません。令和8年度は第6次美深町総合計画の後期5カ年計画のスタートの年となります。一般廃棄物中間処理施設整備事業、町民体育館改修事業、特別養護老人ホームの移転改築事業など大型の事業が続くため、財政確保が大きな課題となります。未だにエネルギー価格の高騰や消費者物価の上昇は収まる気配を見せず、この先も当面は厳しい状況が続くことが予想されます。昨日2025年度一般会計補正予算18兆3,034億円は衆議院で可決され、参議院でも1

6日に成立する見通しとなりました。物価高騰対策さらに総額2兆円といわれております重点支援地方交付金の活用については年明け1月中旬に臨時町議会の開催をお願いすることになりそうです。来年に向けては人口減少、少子化への対応、農林業をはじめとする地域産業の振興と雇用の創出、持続あるライフラインの整備、子育て支援、教育の充実、そして災害に強いまちづくりなど喫緊の課題に対して具体的かつ実効性のある施策を推進していかななくてはなりません。デジタル化を第一歩とした業務の効率化、地域資源を活かした産業の振興、大型事業完了後も不安のない行財政、そして町民と事業者、議会、行政が一体となって推進していけば美深の未来は自ずと見えてくるものと思っております。過疎化による課題はどこの自治体でも同じですが、地域を少しでも良くしたいと思う気持ちを1つにして過疎のまちであっても元気な過疎、活力ある過疎を目指して参りたいと思います。しばらくの間は厳しい行財政運営が続くと思いますが、さらなる節減に努めながら引き続き効率的かつ持続可能な財政運営をもって第6次美深町総合計画の着実な推進を図り、ふるさと美深町を次の世代へとしっかりと引き継いでいけるよう町長としての使命を果たしていかななくてはなりません。皆様のご理解とご協力失くして今日の前進はありえません。私自身も責任と誇りを胸に年の瀬の忙しさの中で一步一步着実に歩みを進めて参る所存です。この議会が終わりますと新年度予算編成が本格化します。厳しい社会情勢の中にあっても安定した行財政運営が何より大切です。全てを満たすことは難しいことですが、年明け3月には新年度予算案を提案して参りますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。結びに議員各位、町民皆様に1年間大変お世話になりましたことに感謝とお礼を申し上げどうか穏やかな令和8年の新春を迎えられますとともに、美深町の持続ある発展を願って年末の私からのご挨拶とさせていただきます。少し早いですが、皆様どうぞ良いお年をお迎えください。

○議長（南 和博君） 最後に私から一言ご挨拶申し上げます。令和7年年末の定例会にあたりましてご挨拶申し上げます。今年も国際情勢はウクライナ戦争、イスラエル戦争など不安定な状況が続き日本においても終戦80年の年に改めて平和の大切さを思わずにはいられないところであります。また経済情勢においてはトランプ関税及び円安の影響により貿易においても不安定な状況となり物価高、人手不足、働き方改革も手伝って経済活動及び日々の生活に負担を感じた1年でありました。国内に目を移せば10月21日に女性として初の高市総理大臣が誕生しました。積極財政始動で物価高対策に補正予算案も昨日衆議院において通過されました。我がまちにおいても町民生活の一巡になればと思っております。新年度においては政府においてもバラマキではなく中小期にわたる経済対策を期待するところであります。その中で今国会において決定したガソリン及び軽

油の暫定税率廃止は町民・国民にとっては歓迎すべきことでありますが、これにより我がまちにおいても地方譲与税減収と自動車税、環境性能割交付金廃止に伴う利子割交付金が減収になることになり、財源確保を地方自治体総意で国に強く要望しなければならないと思っております。また今年の特徴的な事件といえば全国各地で熊による人的被害が多数起きました。このことは十数年以上前に熊の狩猟制限と気候変動、そして森林整備の遅れが指摘されており人的要因に近する感は否めないと思っております。次年度以降においても有害鳥獣被害に対しての拡充を国をあげて対策すべきと思っております。美深町に目を移せば基幹産業である農業においては雪解けも早く農作業は例年より作業が早く進み播種作業も進んで稲作においては初期成育が順調で春から豊作が予想されました。結果、平年作で推移し、コメ価格の高騰も手伝い、かつてない販売額となっております。一方畑作は6月の干ばつ以降の気候とその後の天候不順、7月から9月にかけての雨が多く湿潤な農地及び連作の農地においては病虫害がみられ収量は減少傾向でありましたが、価格に助けられた面もあり総体としては平年並みの所得になっているかと思っております。しかしながら今後も高温多雨の傾向と想像されることから農業の基本でありマメ科、イネ科、根菜類の輪作体系の維持が今こそ必要で輪作を後押しする効果的な施策の構築を求めるところであります。商工業においては町内の老舗商店の閉店が相次ぎ町民の買い物環境に影響があることから、商店街振興は維持しつつも商工会との合意のもとで町外資本店舗の誘致もまちづくりの観点から検討する時代に入った認識を持っているところであります。また快適住まいづくりと商工業振興条例及び商工業担い手支援条例についても現状の物価高騰に則した改善も必要です。11月に急逝されました美深町代表監査委員水本守様におかれましては、教育委員時代を含め長年にわたって高い見識と的確なご指摘をいただき、美深町の行政運営に多大なご貢献をいただきました。改めて感謝と敬意を表するところでありますとともにご冥福をお祈りいたしたいと思っております。来年度は美深町第6次総合計画6年目となります。現下の物価高と今後予想される金利上昇を鑑みるとより一層の財源確保に注力しなければなりません。と、同時に稼げる自治体としての施策の推進を図るべきと思っております。交流人口・移住定住施策に繋がる点と点を繋げる総合的なまちづくりをより一層進めていかなければなりません。我々議会議員そして草野町長も今任期も残り1年4カ月となります。来年度は任期最後の年となるとともに来年は午年です。高市総理の言葉のようにこれまで以上に馬車馬のように働いて、働いて、働いて、働いて、働いて町政発展に努力しようではありませんか。物価高騰重点支援地方創生交付金の使い道については今国会で本案がとおれば速やかに町民が有効にかつ効果的に活用できるよう議論を重ねて住民福祉に資するものとしなければなりません。結びになりますが町民の皆様、町長はじめまちの理事者、役場

職員、関係機関そして議会事務局に1年間大変お世話になったことに感謝を申し上げます。
来年が皆様にとって明るい一年になることをご祈念申し上げまして年末の挨拶にかえます。
良いお年をお迎えください。大変ありがとうございました。

これで令和7年第4回美深町議会定例会を閉会します。皆様大変ご苦勞様でした。

閉会 午後1時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 和 田 健

署名議員 荒 川 賢 一